出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(1及び2)

	田九城田石・地力学工(文)周 正柱田号(「次び2)		
事務・権限自己仕分けシート(個票)			
事務・権限名	内部管理事務		
事務・権限の概要	〈業務内容〉 ·総務 ·職員の人事、教養、訓練、及び研修に関すること ·共済組合に関すること ·行政文書の開示に関すること ·個人情報保護に関すること ·経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。 ·国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。 ·庁内の管理に関すること。 など		
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)		
関係職員数	125 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)		
事務量(アウト プット)	_		
地方側の意見			
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等			
自己仕分け 【仕分け結果】 ① A-a ② C-c	① 地方へ移譲される事務・権限に係る内部管理事務 ② 引き続き地方厚生(支)局で実施する事務・権限に係る内部管理事務		
備考	_		

	出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(3)
	事務・権限自己仕分けシート(個票)
事務・権限名	国家試験の実施 ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理 学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師の国家試験
事務・権限の概要	【目的】 上記の国家資格は国民の生命及び身体の安全に直結するものであり、その質の担保については、国が責任を持って行うべきものであるから、医療関係資格者の質を 国家資格制度により担保している。
	【根拠法令】 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等 に関する法律、理学療法士、作業療法士法、視能訓練士法、栄養士法及び薬剤師法
	【業務内容】 ・出願受付に関する事項 ・試験会場の確保に関する事項 ・試験運営に関する事項 ・試験運営に関する事項 ・合格発表等の試験業務に関する事項
	※試験問題の運搬及び試験の実施に伴う監督員の派遣など民間の活用が可能な部分においては、既に民間委託を行い効率化を図っている
予算の状況 (単位:百万円)	医師等国家試験実施費 251 百万円 (平成 22 年度予算)
関係職員数	95 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウトプット)	1. 医師 (1) 出願者数 H19 8,836 人 H20 8,687 人 H21 8,705 人 (2) 試験日数 H19 27 日 H20 27 日 H21 27 日 (3) 試験会場 H19 13 箇所 H20 13 箇所 H21 13 箇所 2. 歯科医師 (1) 出願者数 H19 3,669 人 H20 3,878 人 H21 3,905 人 (2) 試験日数 H19 14 日 H20 14 日 H21 14 日 (3) 試験会場 H19 8 箇所 H20 8 箇所 H21 8 箇所 3. 保健師 (1) 出願者数 H19 11,142 人 H20 12,155 人 H21 13,145 人 (2) 試験日数 H19 9 日 H20 9 日 H21 9 日 (3) 試験会場 H19 12 箇所 H20 12 箇所 H21 12 箇所
	4. 助産師 (1) 出願者数 H19 1,731 人 H20 1,756 人 H21 1,909 人 (2) 試験日数 H19 9 日 H20 9 日 H21 9 日 (3) 試験会場

H19 11 箇所 H20 11 箇所 H21 11 箇所

- 5. 看護師
 - (1)出願者数
 - H19 51, 781 人 H20 51, 358 人 H21 53, 539 人
 - (2)試験日数
 - H19 9 ⊟ H20 9 ⊟ H21 9 ⊟
 - (3)試験会場
 - H19 19 箇所 H20 20 箇所 H21 20 箇所
- 6. 診療放射線技師
 - (1)出願者数
 - H19 2, 729 人 H20 2, 803 人 H21 2, 740 人
 - (2)試験日数
 - H19 8日 H20 8日 H21 8日
 - (3)試験会場
 - H19 8 箇所 H20 8 箇所 H21 8 箇所
- 7. 臨床検査技師
 - (1)出願者数
 - H19 4, 214 人 H20 3, 968 人 H21 4, 321 人
 - (2)試験日数
 - H19 9 日 H20 9 日 H21 9 日
 - (3)試験会場
 - H19 9 箇所 H20 9 箇所 H21 9 箇所
- 8. 理学療法士
 - (1)出願者数
 - H19 8, 134 人 H20 9, 400 人 H21 10, 106 人
 - (2)試験日数
 - H19 8 日 H20 8 日 H21 8 日
 - (3)試験会場
 - H19 8 箇所 H20 8 箇所 H21 9 箇所
- 9. 作業療法士、
 - (1)出願者数
 - H19 5,898 人 H20 6,881 人 H21 6,656 人
 - (2)試験日数
 - H19 8日 H20 8日 H21 8日
 - (2) 試験会場
 - H19 8 箇所 H20 8 箇所 H21 9 箇所
- 10. 視能訓練士
 - (1)出願者数
 - H19 705 人 H20 698 人 H21 704 人
 - (2)試験日数
 - H19 2 日 H20 2 日 H21 2 日
 - (3)試験会場
 - H19 2 箇所 H20 2 箇所 H21 2 箇所
- 11. 管理栄養士
 - (1)出願者数
 - H19 23,661 人 H20 25,393 人 H21 26,887 人
 - (2)試験日数
 - H19 8 ⊟ H20 8 ⊟ H21 8 ⊟
 - (3) 試験会場
 - H19 14 箇所 H20 13 箇所 H21 14 箇所
- 12. 薬剤師
 - (1)出願者数
 - H19 15,565 人 H20 17,501 人 H21 7,228 人
 - (2)試験日数
 - H19 16日 H20 16日 H21 16日
 - (3)試験会場
 - H19 11 箇所 H20 10 箇所 H21 10 箇所

地方側の意見	〇全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:廃止・民営化
その他各方面の 意見	_
既往の政府方針 等	_
自己仕分け【仕分け結果】	 上記国家試験の実施業務については、国民の生命身体に直接影響すること、国民の健康的な生活や安全な食生活の実現に資するといった観点から、出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験業務においても公平・厳正に実施する必要があるため、地方厚生局において実施している。 ・平成23年度から診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び管理栄養士(以下「診療放射線技師等」という。)の国家試験の実施業務について、市場化テストを導入することとしており、当該業務の民営化の是非については、当該市場化テストの実施状況について検証のうえ、検討してまいりたい。 ・また、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師及び薬剤師の国家試験の実施業務については、平成23年度からの市場化テスト導入の対象外としたところであるが、平成23年度から民間競争入札の対象とすることとしている診療放射線技師等の出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験業務の実施状況を踏まえた上で、民間競争入札等の導入を検討することが適切であると考えている。

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(4) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 医療法人 (広域) 等の監督 事務・権限名 事務・権限の概 【目的】 要 2以上の都道府県の区域において医療機関を開設する医療法人の設立認可及びそ の運営に係る指導監督等については、国が一元的に行うことにより、医療法人の本 部とその開設するすべての病院等の実態を総合的に把握し、医療法人の病院等の運 営状況の確認等をするもの。 【根拠法令】 医療法第68条の2(同条の規定により読み替えて適用される医療法第42条の2第 1項及び第2項等) 【関係する計画・通知等】 - 医療法人制度について (平成 19年3月20日医政発 0330049号) 医療法人における事業報告書等の様式について(平成19年3月30日医政指発 0330003号)等 【具体的な業務内容】 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関する事項 事業報告書等の届出に関する事項 ・医療法人からの報告聴取、立入検査に関する事項 医療法人の法令等の違反に対する措置命令に関する事項 社会医療法人の認定等 監視監査指導等経費 38百万円の内数(平成22年度予算) 予算の状況 (単位:百万円) 関係職員数 42 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量 (アウト 1. 所管医療法人数 プット) H19 771 H20 803 H21 828 2. 定款変更認可件数 H19 514 件 H20 642 件 H21 364 件 3. 非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数 H19 3件 H20 1件 H21 4件 4. 特別代理人の選任認可件数 H19 6件 H20 8件 H21 9件 5. 事業報告書等の受理及び審査件数 H19 674 件 H20 728 件 H21 828 件 6. 役員変更届の受理および審査件数 H19 544 件 H20 676 件 H21 667 件 7. 登記届の受理及び審査件数 H19 592 件 H20 679 件 H21 803 件 8. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数 (医療法人 (広 域)以外も含む) H19 438 件 H20 459 件 H21 445 件 地方側の意見 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 その他各方面の 意見

既往の政府方針 等	_
自己仕分け	・医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。
【仕分け結果】 【A-a	・このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都 道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切にな されることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないこと が担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都 道府県に移譲することは可能である。
	・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県 に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も 都道府県が行うこととなる。
	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務•権限名 国開設病院等の監督 事務・権限の概 【目的】 要 国開設病院について、医療法及び関連法令に基づき、開設の承認を行うこと、当 該医療機関が医療法等に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を 行っているか否かについて検査し、不適正な場合は申出等を通じ改善を図ることに より、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとし、国開設病院等の設立趣旨 にかなったものとすること。 【根拠法令】 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第6条、第7条第1項及び第3項、第12条第2 項、第24条第1項、第27条、第28条 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第1条から第3条、第4条の5 【関係する計画・通知等】 昭和39年3月19日閣議決定「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設 する病院の取扱いについて」 【具体的な業務内容】 ・国の開設する病院等についての開設承認等並びに管理者の管理等の承認に関する 事項で重要なもの 国の開設する病院等についての使用承認に関する事項 国の開設する病院等の開設承認事項の変更の承認に関する事項 ・国の開設する病院等についての施設の使用制限等並びに管理者の変更の申出に関 する事項 ・国の開設する診療所の通知等に関する事項 予算の状況 国立医療機関使用前検査実施経費 3 百万円(平成 22 年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト プット) 開設承認事項の変更・使用の承認件数 H19 1,847件 H20 1,851件 H21 2,004件 地方側の意見 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 その他各方面の 意見 既往の政府方針 自己仕分け 国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又 は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのも 【仕分け結果】 のである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政 策の一環として行われるのが適当であると考えられる。 しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の A-a増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等 が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等 の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲するこ とは可能である。

出先機関名:地方厚生(支)局

整理番号(

5

)

	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	国の開設する病院等としては、国立ハンセン病療養所、(独)国立高度専門医療センター、(独)国立病院機構の開設する病院等がある。

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(6一①)

	────────────────────────────────────
事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定
事務・権限の概 要	【根拠法令】 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」
	【具体的な業務】 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原爆症認定患者に対す る医療について、国の責任において適正な医療の水準や内容を担保するため、原爆 症認定を受けた被爆者に対して、医療の給付を行う医療機関の指定等を行う。 《主な業務》 ①指定医療機関の指定 ②指定医療機関の指定の取消 ③指定医療機関に係る報告徴収
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	・原子爆弾被爆者に対する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 875 H20 1,048 H21 1,413 (2) 指定件数 H19 45 件 H20 180 件 H21 394 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 10 件 H20 44 件 H21 22 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 5 件 H20 12 件 H21 36 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲
その他各方面の 意見	_
既往の政府方針 等	_
自己仕分け	被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施 策を講じることとされている。
A—a	なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督(指定の取り消しを含む)までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考える。しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。 一方で、都道府県へ権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。
	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が

	整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(6-2)

	事務・権限自己仕分けシート(個票)		
事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・特定感染症指定医療機関からの報告聴取等		
事務・権限の概要	【根拠法令】 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」		
	【具体的な業務】 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項(報告の 請求及び検査)に基づき、都道府県知事(特定感染症指定医療機関にあっては、厚 生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。)は、第三十七条第一項及 び第三十七条の二第一項に規定する費用の負担を適正なものとするため必要がある と認めるときは、感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録そ の他の帳簿書類を検査させることができる。		
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)		
関係職員数	69人の内数(平成22年7月1日現在)		
事務量(アウトプット)	・特定感染症医療機関からの報告聴収等 (1)指定医療機関数 H19 3 件 H20 3 件 H21 3 件 (2)病床数 H19 8 H20 8 H21 8 (3)報告の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4)立入調査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件		
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲		
その他各方面の 意見	_		
既往の政府方針 等	_		
自己仕分け 【仕分け結果】 A一a	特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。		
	一方で、都道府県へ権限を委譲することとした際には、上記で述べたとおり、特定の政治には、上記で述べたとおり、特定の政治には、上記で述べたとおり、特別の政治を関係の研究が不可な		
	定感染症指定医療機関の指定を国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠		

	である。
	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

(単位:百万円) 関係職員数

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号 (7) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 指定医療機関等の指定等 「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 事務・権限の概 〇「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 目的 結核に罹患している児童に対する療育の給付を行う指定療育機関のうち、国の開 設した病院等について指定等の事務を行う。 根拠法令 児童福祉法第20条第5項及び第8項、第21条の4並びに第59条の5第1項 関係する計画・通知等 指定療育機関医療担当規程(昭和34年厚生省告示第260号) 結核にかかつている児童に対する療育の給付について(昭和36年8月9日児発第 826号) 〇「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 目的 未熟児に対する養育医療の給付を行う指定療育機関のうち、国の開設した病院等 について指定等の事務を行う。 根拠法令 母子保健法第20条第5項及び第7項(児童福祉法第20条第8項及び第21条の4 の準用)並びに第27条第1項 関係する計画・通知等 指定養育医療機関医療担当規程(昭和40年厚生省告示第573号) 未熟児養育事業の実施について (昭和62年7月31日児発第668号) 〇「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 目的 生活保護受給者に対して医療を提供する指定医療機関のうち、国の開設した病院 等について指定等の事務を行う。 根拠法令 生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条、第50条の2、第51条第2項、第 54条 関係する計画・通知等 生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号) 予算の状況 共通経費等の内数(平成22年度予算)

69人の内数(平成22年7月1日現在)

事務量(アウトプット)	1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定 (1) 指定療育機関数 H19 52 H20 53 H21 53 (2) 指定仲数 H19 0件 H20 1件 H21 1件 (3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 2件 H20 3件 H21 3件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0件 H20 0件 H21 1件 2. 母子健康法に規定する指定養育医療機関の指定 (1) 指定養育 医療機関数 H19 119 H20 119 H21 119 (2) 指定件数 H19 0件 H20 0件 H21 1件 (3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 1件 H20 6件 H21 7件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 1件 H20 0件 H21 1件 (3) 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 1259 H20 256 H21 255 (2) 指定件数 H19 1件 H20 0件 H21 0件 (3) 指定の取消し件数 H19 1件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 1件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 6件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 6件 H20 0件 H21 0件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 6件 H20 16 件 H21 16 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 2件 H20 16 件 H21 3件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲
その他各方面の 意見	地方分権改革推進委員会第2次勧告:地方へ移譲
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】	・現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、その他の病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ、指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(8) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務•権限名 指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定 事務・権限の概 戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、 必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。 【主な業務内容】 (1) 指定医療機関の指定(法第12条) (2) 指定医療機関が療養を行うについての指導(法第13条第2項) (3) 指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払の一時差止め (法第16条1項及び第2項) (4) 指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等(法第17条第3項) 予算の状況 共通経費費等の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト •「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定 プット) (1) 指定医療機関数 H19 172 H20 171 H21 170 (2) 指定件数 H19 0 H20 0 H21 0 (3) 指定の取消し件数 H19 0 H20 0 H21 (4) 変更届等の受理件数 3 H20 13 H21 14 H19 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 H20 0 H21 0 地方側の意見 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 その他各方面の 意見 既往の政府方針 戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病 に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第1条)行うものであり、これに要する費 用についても全額国の負担により行われている。 したがって、当該事務は国の責任において統一的に実施する必要があり、引き続 き、国の事務としつつ、本省よりも実情を把握しやすい地方厚生局において担当す ることが、効果的・効率的であると考える。 自己仕分け 戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病 に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第1条)行うものであり、これに要する費 【仕分け結果】 用についても全額国の負担により行われている。 当該事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、指定医療 A — a 機関等の指定についての考え方はすでに法令等で定めているため、都道府県がこの 考え方に従って当該業務を実施することは可能と考える。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が 整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件 とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を 行う点に留意されたい。

備考			

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(9)

	事務・権限自己仕分けシート(個票)
事務・権限名	・指定医療機関等の指定等 医療観察法に基づく指定医療機関の指定等
事務・権限の概要	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、法対象者に対する医療について、継続的かつ適切な医療の提供を国の責任において行うため、医療観察法に基づく医療提供を行う医療機関の指定等を行う。(法 81 条)当該業務において、地方厚生局においては、〇指定医療機関の指定等〇指定医療機関の名称及び所在地の保護者等への通知〇精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知〇指定医療機関の管理者に対する報告の請求及び検査〇指定医療機関の管理者に対する報告の請求及び検査〇指定医療機関の管理者に対する報告徴収〇指定医療機関の管理者に対する改善命令〇他の医療施設への入院時における届出 等を実施している。(法 16 条~18 条、43 条、79 条、82 条、85 条、97 条~98 条、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(以下「令」という。)9 条)(委任規定:法 103 条、令 15 条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 103 条第 1 項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令第 15 条の規定により地方厚生局長に委任する権限を定める省令)
予算の状況 (単位:百万円)	応力序生局長に安任する権限を定める省市/ 心身喪失者等医療観察法関係経費 138 百万円の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	
事務量(アウト プット)	1. 医療観察法に基づく指定医療機関の指定等 (1) 指定入院医療機関の指定(累計) 20 件 (2) 指定通院医療機関の指定(累計) 382 件 2. 医療観察法にかかる申立等の状況 (1) 地方裁判所による入院決定件数(累計) 989 件 (2) 地方裁判所による通院決定件数(累計) 297 件 ※医療観察法の施行日 平成 17 年 7 月 15 日
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方に移譲
その他各方面の 意見	特になし
既往の政府方針 等	法は、厚生労働大臣に入院決定又は通院決定を受けた者に対する医療提供義務を 課し、医療の実施に当たっては、厚生労働大臣があらかじめ施設、人員配置等に関 する基準に適合するか調査し、これに適合するもののみを法に基づき指定している ところ。 法に基づく医療は、国が後見的な立場から、一元的に扱う医療であり、当該指定 事務の実施に当たっては、地方厚生局の所掌事務である法対象者の移送や地方裁判 所との連絡調整等の関連事務が発生することから、地方厚生局がかかる事務を専門 的かつ統合的に遂行することが適当である。
自己仕分け	・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療については、司法制度と密接に関連したものとして、また、強制入院の1つとして、国のみが医療提供義務を負う形となっている。入院の際の手続きについても本人に対する適切な処遇を決定するため、司法機関たる裁判所と精神医療の専門家たる精神保健審判員の合議体による審判を経るものとなっており、入院決定となった場合の指定入院医療機関は、病室の個室化や手厚い人員配置など厳格な基準を満たした上で厚生労働大臣の指定を行っている。

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(10・11)

	四九版岗石:地方序工(文)向 是空笛号(10 11)		
	事務・権限自己仕分けシート(個票)		
事務・権限名	病原体等の管理対策(民間及び地方自治体)		
事務・権限の概要	【根拠法令】 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 56 の 16、第 56 の 17、第 56 の 30、第 56 の 31 I 、第 56 の 32、第 56 の 37		
	【具体的な業務】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく以下の業務 ①三種病原体等を所持するものは、所定の事項を厚生労働大臣に届けなければならない。 ②三種病原体等を輸入したものは、所定の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。 ③厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、施行に必要な限度で、所持者・輸入した者に対し、報告させることができる。 ④厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、施行に必要な限度で、所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、検査等を行える。 ⑤厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は減菌等をする施設の位置、構造又は施設が技術上の基準に不適合の場合、特定病原体等所持者に対し、当該施設の修理又は改造その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずることができる。(2項では保管、使用、運搬又は減菌等に関する措置について同様の定め) ⑥厚生労働大臣は、地震、火災その他の災害が起こり、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定病原体等所持者等に対して、特定病原体等の保管場所の変更、減菌等その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずることができる。		
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)		
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)		
事務量(アウトプット)	1. 病原体の管理対策(民間) (1)所持の届出の受理件数 H19 86 件 H20 2 件 H21 4 件 (2)所持の変更届出の受理件数 H19 3 件 H20 19 件 H21 28 件 (3)三種、四種所持施設への立入検査件数 H19 4 件 H20 27 件 H21 36 件 2. 病原体の管理対策(地方自治体) (1)所持の届出の受理件数 H19 61 件 H20 1 件 H21 3 件 (2)所持の変更届出の受理件数 H19 6 件 H20 19 件 H21 19 件 (3)三種、四種所持施設への立入検査件数 H19 13 件 H20 18 件 H21 16 件		
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲		
その他各方面の 意見			

既往の政府方針 等

病原体等の管理規制、病原体等によるテロを防止する観点や健康被害の広域的影響のおそれなどの観点から、危機管理として国が一元的に管理する必要があるものとして創設されたものであり、国が責任を持って、引き続き行う必要がある。

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成18年)(抄)

六 病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、 取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがない よう万全を期すこと。

自己仕分け

【仕分け結果】

C-c

- ・病原体等の管理規制、病原体等によるテロを防止する観点や健康被害の広域的影響のおそれなどの観点から、危機管理として国が一元的に管理する必要があるものとして創設されたものであり、国が責任を持って、引き続き行う必要がある。 (地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)③に該当)
- ・また、病原体管理に係る制度は、病原体の盗取等の防止に主眼を置いた施設での 取扱管理であり、自治体が既に実施している感染症対策とは性質が異なっている。
- ・さらに、三種病原体等所持施設は、各県あたり数カ所程度しか存在していないため、仮に自治体の事務とした場合には、病原体管理業務に伴う担当職員の配置、費用の面から非効率的になる。さらに、病原体等の管理対策については、ノウハウが必要であり、国として、担当者の実務遂行能力を低下させないための業務が発生する。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当)
- ・なお、三種病原体等所持施設については、比較的、施設数が多いことから、ブロックごとに担当者を置いて対応することが、業務運営上効率的と考えられる。
- ・テロ対策という国家の危機管理に関係するような病原体管理業務について、民間 の業務とすることについては、厳密な機密情報管理、費用負担のあり方等多くの 問題があり困難と考える。

備考

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(12 及び13)

事務・権限自己仕分けシート(個票)

事務・権限名

養成施設等の指定及び監督

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師

・講習会の指定・登録

食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会

事務・権限の概

【目的】

国家試験の受験資格等を得るため、各医療保健関係職種として必要な知識及び技能 を修得させる養成を実施する。

【根拠法令】

保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法、言語聴覚士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、理容師法、美容師法、栄養士法、調理師法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉法、精神保健福祉士法及び製菓衛生師法

【業務内容】

- 養成施設の指定に関する事項
- ・ 養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項
- 養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項
- ・養成施設の実地調査に関する事項
- ・養成施設の指定の取消しに関する事項
- 養成施設の年次報告に関する事項
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項等

予算の状況 (単位:百万円)

45 百万円の内数(平成 22 年度予算)

関係職員数

55人の内数(平成22年7月1日現在)

事務量(アウト プット)

- 養成施設等の指定及び監督
- 1. 理容師養成施設

H19 195 H20 220 H21 211 (1)課程数 H19 0 H20 2 H21 (2)新規指定数 H19 7 H20 5 H21 4 (3)取消数 (4) 指定内容の変更承認数 H19 9 H20 5 H21 41 (5)指定内容の変更届出数 H19 32 H20 192 H21 192 (6) 指導調査実施数 H19 19 H20 31 H21 32 2. 美容師養成施設 H19 472 H20 514 H21 512 (1)課程数

- (1)課程数H19 472 H20 514 H21 5(2)新規指定数H19 2 H20 7 H21(3)取消数H19 5 H20 6 H21
- (3)取消数 H19 5 H20 6 H21 5 (4)指定内容の変更承認数 H19 29 H20 136 H21 67 (5)指定内容の変更届出数 H19 88 H20 555 H21 489
- (6)指導調査実施数 H19 61 H20 67 H21 56
- 3. 食品衛生管理者養成施設
 - (1)課程数 H19 188 H20 204 H21 214 (2)新規指定数 H19 7 H20 11 H21 17

```
H19
                            0 H20
                                   5 H21
  (3)取消数
                                          2
  (4) 指定内容の変更承認数
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
                                          0
                       H19 102 H20 138 H21 112
  (5) 指定内容の変更届出数
  (6)指導調査実施数
                       H19
                           41 H20
                                 29 H21
4. 指定保育士養成施設
                       H19 544 H20 563 H21 583
  (1)課程数
                           28 H20
                                 33 H21
  (2) 新規指定数
                       H19
                                         12
                            9 H20
                                          9
  (3)取消数
                       H19
                                 13 H21
  (4) 指定内容の変更承認数
                       H19 123 H20 147 H21 325
  (5) 指定内容の変更届出数
                       H19 109 H20 153 H21
  (6) 指導調査実施数
                       H19
                           56 H20
                                  60 H21
5. 社会福祉士養成施設
                           64 H20
  (1)課程数
                       H19
                                  66 H21
                                         67
  (2) 新規指定数
                       H19
                            5 H20
                                   7 H21
                                          4
  (3)取消数
                       H19
                            3 H20
                                   6 H21
                                          1
                           53 H20
                       H19
                                 47 H21
  (4) 指定内容の変更承認数
                                         15
  (5) 指定内容の変更届出数 H19
                           13 H20
                                  75 H21
                                         79
  (6) 指導調査実施数
                       H19
                            7 H20
                                   4 H21
                                         13
6. 介護福祉士養成施設
                       H19 457 H20 506 H21 486
  (1)課程数
  (2) 新規指定数
                       H19
                           22 H20
                                  10 H21
                                         12
  (3)取消数
                       H19
                           13 H20
                                  31 H21
                                         46
  (4) 指定内容の変更承認数 H19 287 H20 177 H21
                                         60
  (5)指定内容の変更届出数 H19 182 H20 598 H21 331
                       H19
                           78 H20
  (6) 指導調査実施数
                                  26 H21
7. 福祉系高等学校
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21 158
  (1)課程数
  (2) 新規指定数
                       H19
                            0 H20 158 H21
                                          4
  (3)取消数
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
                                          1
  (4) 指定内容の変更承認数
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
                                          8
  (5) 指定内容の変更届出数
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
                                         96
                            0 H20
  (6)指導調査実施数
                       H19
                                   0 H21
8. 社会福祉主事養成機関
  (1)課程数
                       H19
                           93 H20
                                  90 H21
                                         73
  (2) 新規指定数
                       H19
                            2 H20
                                   0 H21
                                          2
  (3)取消数
                       H19
                           10 H20
                                  17 H21
                                         11
                           22 H20
  (4) 指定内容の変更承認数
                       H19
                                  34 H21
                                         12
  (5) 指定内容の変更届出数
                       H19
                           52 H20
                                  48 H21
                                         48
                       H19
                          14 H20
                                   5 H21
  (6)指導調査実施数
                                         11
9. 精神保健福祉士養成施設
                                  68 H21
  (1)課程数
                       H19
                           66 H20
                                         65
  (2)新規指定数
                       H19
                            6 H20
                                   5 H21
                                          1
  (3)取消数
                       H19
                            4 H20
                                   8 H21
                                          4
  (4) 指定内容の変更承認数
                       H19
                           62 H20 102 H21
                                         52
  (5) 指定内容の変更届出数 H19
                           22 H20 21 H21
  (6) 指導調査実施数
                       H19
                           11 H20
                                   7 H21
                                          3
10. 児童福祉司養成施設
                            3 H20
  (1)課程数
                       H19
                                   3 H21
                                          3
                            0 H20
  (2) 新規指定数
                       H19
                                   0 H21
                                          0
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
  (3)取消数
                                          0
  (4) 指定内容の変更承認数
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
                                          0
  (5) 指定内容の変更届出数
                            0 H20
                       H19
                                   0 H21
                                          0
  (6) 指導調査実施数
                       H19
                            1 H20
                                   0 H21
                                          0
11. 児童福祉施設職員養成施設
  (1)課程数
                       H19
                            2 H20
                                   2 H21
                                          2
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
  (2)新規指定数
                                          0
  (3)取消数
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
                                          0
  (4) 指定内容の変更承認数
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
                                          1
  (5) 指定内容の変更届出数
                       H19
                            0 H20
                                   0 H21
                                          0
                            1 H20
  (6) 指導調査実施数
                       H19
                                   0 H21
                                          0
```

12. 児童自立支援施設職員養成							
(1)課程数	H19		H20		H21		
(2) 新規指定数	H19		H20		H21		
(3) 取消数	H19		H20		H21	0	
(4) 指定内容の変更承認数			H20		H21	0	
(5) 指定内容の変更届出数			H20		H21	0	
(6) 指導調査実施数	H19	U	H20	U	H21	0	
13. 知的障害者福祉司養成施		1	1100	1	1101	4	
(1)課程数	H19		H20		H21	1	
(2) 新規指定数	H19		H20		H21	0	
(3)取消数	H19		H20		H21	0	
(4) 指定内容の変更承認数 (5) 指定内容の変更届出数			H20 H20		H21 H21	0	
(6)指導調査実施数	H19		H20		H21	0	
14. 救急救命士養成所	1119	U	1120	U	1121	U	
	H19	36	H20	38	H21	41	
(2)新規指定数	H19		H20		H21	2	
(3) 取消数	H19		H20		H21	0	
(4) 指定内容の変更承認数			H20		H21		
(5) 指定内容の変更届出数			H20		H21	9	
(6) 指導調査実施数	H19		H20		H21	4	
15. 診療放射線技師養成所	0	v	0	Ū	1	7	
(1)課程数	H19	19	H20	19	H21	18	
(2)新規指定数	H19		H20		H21	0	
(3)取消数	H19		H20		H21	0	
(4) 指定内容の変更承認数	H19	17	H20	11	H21	10	
(5) 指定内容の変更届出数			H20	3	H21	4	
(6)指導調査実施数	H19		H20	2	H21	0	
16. 臨床検査技師養成所							
(1)課程数		28		27	H21	25	
(2)新規指定数	H19		H20		H21	0	
(3)取消数	H19		H20		H21	1	
(4) 指定内容の変更承認数			H20		H21		
(5) 指定内容の変更届出数			H20		H21		
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	0	H21	2	
17. 理学・作業療法士養成施設		007	1100	000	1104	000	
	H19						
(2) 新規指定数	H19		H20		H21	0	
(3)取消数	H19	271	H20		H21	8	
(4)指定内容の変更承認数 (5)指定内容の変更届出数	H19		H20		H21	342 75	
(6)指導調査実施数	H19		H20		пz і Н21	73	
18. 視能訓練士養成所	1113	J4	1120	23	1141	73	
(1)課程数	H19	20	H20	22	H21	23	
(2)新規指定数	H19		H20		H21	1	
(3)取消数	H19		H20		H21	1	
(4) 指定内容の変更承認数	H19		H20		H21	12	
(5) 指定内容の変更届出数	H19		H20		H21	15	
(6) 指導調査実施数	H19		H20		H21	3	
19. 臨床工学技士養成所	-	-		_		-	
(1)課程数	H19	40	H20	43	H21	45	
(2)新規指定数	H19		H20	1	H21	2	
(3)取消数	H19		H20	0	H21	0	
(4) 指定内容の変更承認数	H19	29	H20	20	H21	23	
(5) 指定内容の変更届出数	H19		H20	25	H21	19	
(6)指導調査実施数	H19	6	H20	4	H21	4	
20. 義肢装具士養成所							
(1)課程数	H19		H20		H21	8	
(2)新規指定数	H19		H20		H21	0	
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0	
							·

```
H19
                           7 H20
                                  6 H21
  (4) 指定内容の変更承認数
                                         6
  (5) 指定内容の変更届出数
                      H19
                           2 H20
                                  4 H21
                                         2
                      H19
                           0 H20
                                  2 H21
                                         0
  (6) 指導調査実施数
21. 言語聴覚士養成所
                      H19
                          46 H20
                                 51 H21
  (1)課程数
                                        53
                                  2 H21
  (2) 新規指定数
                      H19
                           3 H20
                                         1
                           1 H20
  (3)取消数
                      H19
                                  1 H21
                                         1
                      H19
                          61 H20
                                87 H21
  (4) 指定内容の変更承認数
                                        85
  (5) 指定内容の変更届出数 H19
                          17 H20
                                 27 H21
  (6) 指導調査実施数
                      H19
                           5 H20
22. あ・は・き師等養成施設
                      H19 158 H20 177 H21
  (1)課程数
                                       189
                          12 H20
  (2) 新規指定数
                      H19
                                 12 H21
                                         3
  (3)取消数
                      H19
                           5 H20
                                  6 H21
                                         8
  (4) 指定内容の変更承認数
                      H19
                          38 H20
                                60 H21
                                        52
                      H19
                          44 H20 59 H21
  (5) 指定内容の変更届出数
                                        44
  (6) 指導調査実施数
                      H19
                         28 H20 23 H21
23. 柔道整復師養成施設
  (1)課程数
                      H19 130 H20 161 H21 174
                          17 H20
                                 11 H21
  (2)新規指定数
                      H19
                                         1
  (3)取消数
                      H19
                           1 H20
                                  3 H21
                                         7
  (4) 指定内容の変更承認数 H19
                          42 H20
                                 59 H21
                                        53
  (5) 指定内容の変更届出数 H19
                          27 H20
                                 31 H21
                                        40
  (6) 指導調査実施数
                      H19 24 H20
                                 30 H21
24. 歯科衛生士養成所
  (1)課程数
                      H19 128 H20 138 H21 138
  (2) 新規指定数
                           6 H20
                                  5 H21
                      H19
                                         5
  (3)取消数
                      H19
                           6 H20
                                  5 H21
                                         6
  (4) 指定内容の変更承認数 H19
                          70 H20
                                81 H21
                                        97
                                34 H21
  (5) 指定内容の変更届出数 H19
                          21 H20
  (6)指導調査実施数
                      H19
                           9 H20
                                 10 H21
25. 歯科技工士養成所
  (1)課程数
                      H19
                          50 H20
                                 52 H21
                                        51
  (2) 新規指定数
                      H19
                           0 H20
                                  0 H21
                                         2
  (3)取消数
                      H19
                           3 H20
                                  0 H21
                                         5
  (4) 指定内容の変更承認数 H19
                           4 H20
                                  8 H21
                                         7
                           5 H20
  (5) 指定内容の変更届出数 H19
                                19 H21
                                         6
  (6) 指導調査実施数
                      H19
                           5 H20 10 H21
26. 保健師助産師看護師養成所
  (1)課程数
                      H19 726 H20 757 H21 759
                          30 H20 21 H21
  (2)新規指定数
                      H19
  (3)取消数
                      H19
                          39 H20 19 H21
  (4)指定内容の変更承認数 H19 326 H20 804 H21 536
  (5)指定内容の変更届出数 H19 133 H20 163 H21 210
                      H19 105 H20 87 H21 108
  (6) 指導調査実施数
27. 栄養士養成施設
  (1)課程数
                      H19 195 H20 207 H21 204
                           2 H20
  (2) 新規指定数
                      H19
                                  7 H21
                                         3
  (3)取消数
                      H19
                           8 H20
                                  4 H21
                                         6
  (4) 指定内容の変更承認数 H19
                          56 H20
                                63 H21
                                        41
  (5) 指定内容の変更届出数 H19
                          62 H20
                                52 H21
                      H19 27 H20
                                39 H21
  (6)指導調査実施数
28. 調理師養成施設
  (1)課程数
                      H19 383 H20 407 H21 436
                           5 H20
  (2) 新規指定数
                      H19
                                  5 H21
                                         6
                           8 H20
                                  8 H21
                                         2
  (3)取消数
                      H19
  (4) 指定内容の変更承認数
                      H19
                          22 H20
                                26 H21
                                        15
  (5) 指定内容の変更届出数 H19
                          64 H20 29 H21
                                        28
  (6) 指導調査実施数
                      H19
                          74 H20 42 H21
29. 製菓衛生師養成施設
```

	T. (1) ***********************************			
	(1)課程数 H19 137 H20 176 H21 188			
	(2)新規指定数 H19 19 H20 14 H21 7			
	(3)取消数 H19 3 H20 3 H21 2			
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 12 H20 17 H21 8			
	(5)指定内容の変更届出数 H19 20 H20 82 H21 36			
	(6) 指導調査実施数 H19 32 H20 55 H21 24			
	・講習会の指定・登録			
	1. 食品衛生管理者資格認定講習会の登録数			
	H19 2 H20 0 H21 0			
	2. 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数 110 0 0 1100 0 1101 1			
	H19 0 H20 0 H21 1			
	3. 介護技術講習会等に係る実施報告の受理数 110.1.122 120.1.002 121.1.005			
	H19 1,133 H20 1,083 H21 1,055			
	4. 社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数			
	H19 7 H20 6 H21 5 5. 児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数			
	5. 児里倫仙可貝恰認足神首会の事業報告書の受理数 H19 1 H20 1 H21 1			
	1119 1120 1121 6. 社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数			
	0. 社会領征工美百演百担目教員講百会美施庙の文理教 H19 0 H20 0 H21 2			
	119 0 120 0 121 2 7. 社会福祉士実習指導者講習会実施届けの受理数			
	7. 社会価値工夫自相等有調自会夫応囲りの文理数 H19 0 H20 0 H21 4			
	8. 介護教員講習会実施届の受理数			
	0. 分段教育語自会失態描め文字数 H19 0 H20 1 H21 3			
	9. 介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数			
	H19 0 H20 4 H21 13			
地方側の意見	・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲			
その他各方面の	<u> </u>			
意見				
既往の政府方針	_			
等				
自己仕分け				
	・養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響すると			
【仕分け結果】	いう観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施す			
	る必要がある。			
	・しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に			
	養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が			
	行うことも可能と考える。			
	・なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、			
	都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が			
	整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件			
	とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を			
/## 	とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を 行う点に留意されたい。			
備考				

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(14)

	事務・権限自己仕分けシート(個票)		
事務・権限名	生活衛生同業組合振興計画の認定		
事務・権限の概要	【目的】 生活衛生関係営業の振興を計画的に推進し、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資するため 【根拠法令】 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3		
予算の状況 (単位:百万円)	_		
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)		
事務量(アウト プット)	・生活衛生同業組合振興計画の認定 (1)振興計画の認定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 2 件 (2)振興計画の変更認定件数 H19 55 件 H20 154 件 H21 128 件 (3)実施状況報告書の受理件数 H19 418 件 H20 476 件 H21 474 件		
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲		
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等			
自己仕分け 【仕分け結果】 A 一a	・生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。		
備考			

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(15) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 複数の都道府県で活動する中小企業等共同組合(広域)の許可等 事務・権限名 事務・権限の概 目的 要 (中小企業等協同組合法) 中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労 者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織につい て定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活 動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的 (中小企業団体の組織に関する法律) 中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者 がその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにす ることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつて国民経済の健 全な発展に資することを目的 根拠法令:中小企業等協同組合法第111条、中小企業団体の組織に関する法律第 101条の4、中小企業団体の組織に関する法律施行令第12条第2項 予算の状況 共通経費等の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 中小企業等協同組合法等 プット) (1) 所管の組合数 H19 513 H20 567 H21 592 (2) 設立認可件数 H19 24 件 H20 23 件 H21 16 件 (3)解散認可件数 H19 4件 H20 9件 H21 11件 (4) 定款等認可件数 H19 234 件 H20 275 件 H21 262 件 (5) 立入検査件数 H19 1件 H20 1件 H21 1件 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 地方側の意見 その他各方面の 意見 既往の政府方針 等

u o o	
自己仕分け	・事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道
	│府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされ
『 // // / L#+ 田 』	
【仕分け結果】	ることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保され
	│るのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都
	道府県に移譲することは可能である。(移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等
A—a	
	の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。)
	ツーツラック ***********************************
	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が
	整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件
	とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を
	行う点に留意されたい。
備考	

出先機関名: 地方厚生(支)局 整理番号(16及び17)

Г				
	事務・権限自己仕分けシート(個票)			
事務・権限名	補助金の執行等 ・学校法人への臨床研修費等補助金 等 ・保育所運営費国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金、整備費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、結 健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料	核医療費、原爆被爆者		
事務・権限の概 要	【目的】 補助金の執行を円滑に行うため、補助金等の交付に関する事務を行う。			
	【根拠法令】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律			
	【業務内容】 ・交付申請の受理 ・交付の決定 等			
マケッル・ロ	/ 	/玉子 00 左帝ヲ答\		
予算の状況	(補助金名)	(平成 22 年度予算)		
(単位:百万円)		10.001		
	1. 学校法人への臨床研修費等補助金	16, 891		
	2. 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(施設整備)			
	3. 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(設備整備)	4, 599		
	4. 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	_		
	5. 地域介護・福祉空間整備等交付金等	28, 300		
	6. 次世代育成支援対策施設整備費交付金	5, 033		
	7. 保育所施設整備費国庫補助金	_		
	8. 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	10, 000		
	9. 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	_		
	10. 結核医療費国庫負担金	3, 247		
	11. 結核医療費国庫補助金	290		
	12. 原爆被爆者健康診断費交付金	2, 842		
	13. 原爆被爆者手当交付金	99, 128		
	14. 原爆被爆者葬祭料交付金	2, 054		
	15. 児童扶養手当給付費国庫負担金	167, 655		
	16. 特別児童扶養手当事務取扱交付金	1, 002		
	17. 特別障害者手当等給付費国庫負担金	37, 027		
	18. 婦人保護費国庫負担及び国庫補助金	2, 126		
	19. 児童入所施設措置費等国庫負担金	81, 272		
	20. 保育所運営費国庫負担金	353, 362		
関係職員数	 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)			
事務量(アウト	 1. 学校法人への臨床研修費等補助金			
プット)	1. 子校広八人の臨床前修貞寺福助並 (1) 交付決定件数			
	(1) 文的 法定计数			
	(2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入)			
	(2) 文刊額(単位・日万円、日万円以下の数字は四括五人) H19 15, 262 H20 15, 987 H21 16, 092			
	13,202 120 13,387 121 10,092 12. 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(施設設備)			
	2. 保健衛生施設等施設・設備登備貸国庫補助並(施設設備) (1) 交付決定件数			
	H19 40 H20 43 H21 50			
	(2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入)			
	(2) 文内領(単位・自力内、自力内以下の数字は四倍五人) H19 395 H20 430 H21 501			
	3. 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(設備整備)			
	3. 保健用生肥改等脆改。改佣整佣負国准備助並(設佣整佣) (1)交付決定件数			
	H19 146 H20 598 H21 1,166			
	(2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入)			
	(4) 文刊領(単位・日カロ、日カロ以下の数子は四括五人)			

H19 1,507 H20 2,260 H21 2,708

- 4. 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金
 - (1) 交付決定件数

H19 9 H20 2 H21 4

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 32 H20 8 H21 116
- 5. 地域介護·福祉空間整備等交付金等
 - (1) 交付決定件数

H19 781 H20 985 H21 1,444

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 16,345 H20 16,628 H21 22,112
- 6. 次世代育成支援対策施設整備費交付金
 - (1) 交付決定件数

H19 260 H20 299 H21 156

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 12,545 H20 10,991 H21 6,806
- 7. 保育所施設整備費国庫補助金
 - (1) 交付決定件数

H19 0 H20 18 H21 8

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 0 H20 756 H21 537
- 7. 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
 - (1) 交付決定件数

H19 243 H20 307 H21 237

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 14,652 H20 13,703 H21 8,554
- 8. 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
 - (1) 交付決定件数

H19 128 H20 24 H21 24

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 1,934 H20 193 H21 89
- 9. 結核医療費国庫負担金
 - (1) 交付決定件数

H19 130 H20 134 H21 136

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 2,372 H20 2,473 H21 2,214
- 10. 結核医療費国庫補助金
 - (1) 交付決定件数

H19 130 H20 134 H21 136

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 1,590 H20 1,491 H21 1,403
- 11. 原爆被爆者健康診断費交付金
 - (1) 交付決定件数

H19 49 H20 49 H21 49

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 2,817 H20 2,765 H21 2,807
- 12. 原爆被爆者手当交付金
 - (1) 交付決定件数

H19 49 H20 49 H21 49

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 94,892 H20 96,161 H21 98,408
- 13. 原爆被爆者葬祭料交付金
 - (1) 交付決定件数

H19 49 H20 49 H21 49

- (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 1,370 H20 1,678 H21 1,717
- 14. 児童扶養手当給付費国庫負担金
 - (1) 交付決定件数

H19 857 H20 867 H21 873

(2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入)

H19 151, 848 H20 152, 294 H21 153, 755 15. 特別児童扶養手当事務取扱交付金 (1) 交付決定件数 H19 1,833 H20 1,819 H21 1,786 (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 837 H20 865 H21 870 16. 特別障害者手当等給付費国庫負担金 (1) 交付決定件数 H19 866 H20 872 H21 880 (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 34, 753 H20 35, 406 H21 36, 016 17. 婦人保護費国庫負担及び国庫補助金 (1) 交付決定件数 H19 87 H20 87 H21 87 (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 1, 939 H20 2, 004 H21 2, 009 18. 児童入所施設措置等国庫負担金 (1) 交付決定件数 H19 857 H20 867 H21 873 (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 74, 682 H20 77, 110 H21 78, 640 19. 保育所運営費国庫負担金 (1) 交付決定件数 H19 1, 428 H20 1, 423 H21 1, 418 (2) 交付額(単位:百万円、百万円以下の数字は四捨五入) H19 299, 448 H20 313, 564 H21 326, 114 全国知事会 出先機関原則廃止 PT の最終報告:廃止・民営 地方側の意見 その他各方面の 意見 既往の政府方針 自己仕分け ・補助金の執行等については、執行及び交付の早期化や国の政策として有効な実施、 不祥事未然防止の強化等を図るため、地方厚生局で実施してきたところである。 【仕分け結果】 ・補助金の在り方については現在地域主権戦略会議において「一括交付金化」の議 論がなされており、当該事業の取り扱いについても、補助金制度そのものの在り C-c方を検討する必要がある。 ・全国的にバランスのとれた基盤整備を進めていくことが重要であることから、国 が責任をもって引き続き実施する必要がある。 ・国として考える施策や他の法令等による規制等に対応することが必要である。 ・地域の実情に応じた早期執行、都道府県・市町村等と密接に連携を図った補助事 業の有効な実施を図る必要があり、ブロック単位で実施するのが効率的である。 ・交付先が市町村であるため、他の補助金と比べ交付決定や確定審査の件数が多く、 本省で実施する場合、事務量が膨大で非効率であり、出先機関で実施した方が確 定審査の充実及び早期化、不祥事未然防止の強化を図ることができる。 地方厚生局の職員が直接現地確認を行うことがあるが、これを本省で実施すると した場合、人員や予算的に極めて非効率である。 ・以上の理由により、引き続き出先機関の事務・権限とするものである。 備考

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(18) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 社会福祉法人(広域)等の認可 事務・権限の概 二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単 要 位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人 については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的に は以下の事務を行っている。 社会福祉法人の定款の認可 社会福祉法人の定款の変更の認可 社会福祉法人の解散の認可 社会福祉法人の合併の認可 (関係する法令・通知) 〇社会福祉法(昭和 26 法律第 45 号)第 30 条、第 31 条、第 43 条、第 46 条、第 50 〇社会福祉法人の認可について(平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号・社援発第 2618 号 · 老発第 794 号 · 雇児発第 908 号) 社会福祉法人認可事務運営等経費 0.65百万円の内数(平成22年度予算) 予算の状況 (単位:百万円) 関係職員数 24 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 所管社会福祉法人数 プット) H19 149 法人 H20 241 法人 H21 264 法人(暫定) 2. 定款変更認可件数 H19 105 件 H20 135 件 H21 171 件 3. 基本財産処分の承認 H19 13 件 H20 15 件 H21 16 件 4. 基本財産担保提供の承認 H19 1件 H20 12件 H21 10件 5. 寄付金募集の許可件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 地方側の意見 ・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 その他各方面の 意見 既往の政府方針 自己仕分け ・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密 な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることによ 【仕分け結果】 り、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであ れば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可に係る事務・権限に A — a ついて、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が 整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件 とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を 行う点に留意されたい。 備考

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(19) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 生活保護法に規定する保護施設等(都道府県立)の監督 事務・権限の概 生活保護法第23条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設 運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、-般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図る。具体的には 以下のような事務を行っている。 ・保護施設に対する改善命令・廃止命令等 (関係する法令・通知) 生活保護法(昭和25年第144号)第23条第1項 ・生活保護法による保護施設に対する指導監査について (H12.10.25 社援第 2395 号) ・生活保護法による保護施設指導監査の実施について (H13.3.30 社援監発第8号) 予算の状況 共通経費等の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 保護施設数 H19 52 件 H20 52 件 H21 49 件 プット) 2. 指導監査件数 H19 9件 H20 15件 H21 21件 地方側の意見 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:廃止・民営化 その他各方面の「地方分権改革推進委員会第二次勧告:地方へ移譲 意見 既往の政府方針 自己仕分け 保護施設に対する監督については、市町村、社会福祉法人等が設置するものに対 【仕分け結果】 しては都道府県が行っているが、都道府県が設置するものに対して当事者である都 道府県が行うことは適当ではないため、国が実施すべきである。 C-cまた、当該事務は、本省よりも各地の保護施設の実情を把握しやすい地方厚生局 が行う方が効率的かつ効果的である。 このため、当該事務については、地方厚生局において引き続き実施すべきである。 備考

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(20) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 消費生活協同組合(広域)の許可、認可及び承認 事務・権限の概 具体的な業務内容は以下のとおり。 要 ○ 消費生活協同組合に係る許認可等 組合の設立及び解散認可 定款・共済事業規約等の変更認可 員外利用の許可 等 つ 消費生活協同組合に対する指導・監督 (関係する法令・通知) 〇消費生活協同組合法 (昭和 23 年法律第 200 号) 〇消費生活協同組合模範定款例(平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328073 号) 〇共済事業向けの総合的な監督指針の策定について(平成20年3月31日社援発第 0331005 号) ○貸付事業向けの総合的な監督指針の策定について(平成19年12月18日社援発第 1218002 号) ○消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱い について (平成 20 年 3 月 28 日社援地発第 0328003 号) 予算の状況 監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 所管組合数 プット) H19 47 件 H20 46 件 H21 51 件 2. 定款変更の認可 H19 9件 H20 38件 H21 17件 3. 合併認可 H19 0件 H20 0件 H21 2件 4. 解散認可 H19 0件 H20 0件 H21 1件 5. 契約者割戻準備金積立の承認 H19 0件 H20 1件 H21 1件 地方側の意見 ・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 その他各方面の一一 意見 既往の政府方針 自己仕分け 事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体 制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正 【仕分け結果】 かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現 在地方厚生局にある生協の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能であ A - aる。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が 整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件 とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を 行う点に留意されたい。 備考

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(21) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名 事務・権限名 事務・権限の概 地方厚生(支)局では、民生委員法第5条や第11条の規定による民生委員の委嘱 要 や解嘱、児童福祉法第 16 条の規定による主任児童委員の指名等に係る事務を実施し ており、具体的には以下の事務を行っている。 ・3年ごとに民生委員、児童委員、主任児童委員の一斉改選を実施(時期:12月1 日) ・上記以外に随時、転居等を理由とする任期途中の解嘱、新任者の委嘱、主任児童 委員の指名 ・委嘱・解嘱業務にあわせ、随時、定数変更の受理 ・委嘱・解嘱業務にあわせ、6年以上在職期間のある者に厚生労働大臣感謝状を贈 ・厚生労働大臣表彰(社会福祉功労)、厚生労働大臣特別表彰制度に基づく被表彰者 推薦調書の受理、審査、決定等 (関係する法令・通知) 〇民生委員法(昭和23年法律第198号) 〇児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 〇民生委員法施行令(昭和 23 年政令第 226 号) 〇民生委員・児童委員の選任について (昭和37年8月23日厚生省発社第285号) 〇主任児童委員の選任について (平成 13 年 11 月 30 日厚生労働省発雇児第 414 号) ○民生委員・児童委員の選任について(平成22年2月23日雇児発0223第1号・社 援発 0223 第 2 号) 〇主任児童委員の選任について(平成13年11月30日雇児発第762号・社援発第2115 号) 〇民生委員・児童委員の定数基準について(平成13年6月29日雇児発第433号・ 社援発第 1145 号) 〇民生委員及び児童委員表彰規則(昭和35年厚生省令第35号) 〇民生委員及び児童委員表彰規則の制定について(昭和36年3月8日厚生省発社第 〇民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣特別表彰の実施について (昭和50年7 月2日社庶第111号) 〇民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣特別表彰の実施について(昭和50年7 月2日社第112号) 〇民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について(昭和40年11月26日厚生省 社初第 263 号) 民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について(S40.11.26 社庶第526号) 予算の状況 共通経費等の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 民生委員・児童委員の委嘱件数 プット) H19 218, 424 件 H20 4, 897 件 H21 4, 387 件 2. 民生委員・児童委員の解嘱件数 H19 2,522 件 H20 4,395 件 H21 4,277 件 3. 主任児童委員の指名件数 H19 21, 259 件 H20 500 件 H21 457 件 4. 厚生労働大臣表彰状の授与件数 H19 7,035 件 H20 452 件 H21 504 件 5. 厚生労働大臣感謝状の授与件数 H19 51, 720 件 H20 1, 647 件 H21 1, 571 件

地方側の意見	・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲
	│・民生委員・児童委員の委嘱については、地方分権改革推進委員会の第一次勧告を │踏まえ、権限自体は引き続き厚生労働大臣としつつ、その手続きを簡略化するよう
	見直しを行っているところであり、その具体的な方策については、全国知事会、全 国市長会、全国町村会や当事者団体(全国民生委員児童委員連合会)に対し説明を
	行い、了承いただいている。
その他各方面の 意見	厚生労働大臣が委嘱することは、無報酬で活動している民生委員・児童委員にとって、その活動の遂行にあたっての使命感・責任感を高めており、民生委員・児童 委員の委嘱の権限を地方へ移譲すると、民生委員・児童委員の使命感・責任感が低 下することから、当事者団体(全国民生委員児童委員連合会)は委嘱権限は引き続 き厚生労働大臣とするよう強く求めている。
既往の政府方針 等	・地方分権改革推進委員会 第一次勧告 (平成 20 年 5 月 28 日) 「民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成 20 年度中に 結論を得る。」
	・地方分権改革推進委員会 第一次勧告のフォローアップ(第78回地方分権改革推 進委員会(平成21年3月25日)において発表) 「民生委員の委嘱手続きについて、新分権一括法の中で民生委員法を改正し、以
	下のように簡略化を図る予定である。 ・都道府県等に設置される地方社会福祉審議会への意見聴取について、都道府
	県知事等の裁量により、特に必要な場合のみ行うことを可能とする。 - 市町村に設置される民生委員推薦会について、設置要件等を緩和することに
	より、地域の実情に応じた審査を可能とする。
	さらに、運用面についても、委嘱手続きに関する通知の見直しを行うことで、 簡略化を図る予定である。」
自己仕分け	・近年、家族や地域のつながりが希薄化している中、児童虐待等家庭の抱える問題 は深刻になっており、地域で抱える福祉課題も多様化してきている。そのような
【仕分け結果】	中、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の役割はますます重要になっている。
C-b	・また、厚生労働大臣が委嘱することは、無報酬で活動している民生委員・児童委員にとって、その活動の遂行にあたっての使命感・責任感を高めており、委嘱権限は国に残すことが必要である。また、当事者団体(全国民生委員児童委員連合会)も委嘱権限を国に残すよう強く求めている。
	・なお、民生委員・児童委員の委嘱については、地方分権改革推進委員会の第一次 勧告を踏まえ、権限自体は引き続き厚生労働大臣としつつ、その手続きを簡略化 するよう見直しを行っているところであり、その具体的な方策については、全国 知事会、全国市長会、全国町村会や当事者団体(全国民生委員児童委員連合会) に対し説明を行い、了承いただいている。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(22) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務•権限名 精神保健指定医の指定に関する事務(指定証の交付等) 事務・権限の概 精神保健指定医は、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者とし て、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を終了した医師のうちから 国がこれを指定している。(精神保健福祉法第18条) 当該指定に関する業務のうち、地方厚生局においては、 ①都道府県を経由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ②指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ③指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ④死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 等を実施している。(同法施行令第2条の2、同法施行規則第1条) (委任規定:精神 保健福祉法 51 条の 14、同法施行令第 15 条、同法施行規則第 41 条) 予算の状況 共诵経費等の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 指定医の証の発行(新規) プット) H19 567件 H20 617件 H21 484件 2. 指定医の証の発行(更新等) H19 2,741 件 H20 2,269 件 H21 1,994 件 3. 指定医の証の再発行 H19 88 件 H20 80 件 H21 80 件 4. 指定医の取消 H19 3 件 H20 2 件 H21 2 件 5. 指定不適格者への通知 H19 35 件 H20 30 件 H21 38 件 6. 辞退届・死亡届の受理 H19 41 件 H20 44 件 H21 35 件 地方側の意見 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方に移譲 その他各方面の 意見 精神保健指定医の指定に関する事務は、指定医の業務が精神障害者本人の意思に 既往の政府方針 よらない入院や行動制限の判定を行う等、精神障害者の人権に関わる行政処分に関 係するものであることから国の責任において実施する必要がある。 指定に関する業務のうち、指定医証の交付等については、行政の効率化の観点か ら、各地方厚生局に当該事務に必要な人員を配置し、効率的な業務執行を実施して いる。 自己仕分け ・指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的 に関わらない事務(上記①~④の事務を想定)については、指定医証の取り扱いに ついて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能で 【仕分け結果】 あると考えられるため、移譲することとする。 A — a ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が 整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件 とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を 行う点に留意されたい。 備考

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(23)

	 事務・権限自己仕分けシート(個票)
	デイガ1性以口レルガリノ 「(旧示)
事務・権限名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行
事務・権限の概要	特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債
安	等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受
	けるところを一括して償還を行うもの。
	特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であるこ
	とについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。
	・ 特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書(福祉事
	務所が発行)の提出を受ける。
	・ 地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認
	を行う。
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト	·証明書交付件数
プット)	H19 2, 254 件 H20 1, 657 件 H21 839 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲
その他各方面の 意見	_
既往の政府方針	「出先機関改革に係る公開討議」(平成22年5月12日 厚生労働省)における方
等	│ 針 │ 本事業においては、以下の事項について対応可能であれば、地方へ業務移管す │ ることが可能。
	・ 本事情の根拠規定を明確化した上で、裁定事務と同様、法定受託事務とする法 ・ 令上の手当を行う。
	・ 特別買上償還の多い年度は、特別弔慰金等の裁定事務で都道府県が多忙な年度 と重なるため、都道府県において、迅速な対応ができるよう体制を整える。
自己仕分け	・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として
【仕分け結果】	・中慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定
	受託事務とし都道府県において行われているものである。
	今後、当該事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。
	なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うこ
	とが必要となる。
	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(24) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 医師等の臨床研修施設等の指導監督 事務・権限名 事務・権限の概 【目的】 要 臨床研修が必修化されたことに伴い、臨床研修病院において適正な臨床研修が実施 されるようにするため指導体制、研修プログラム、研修の実施状況、病院の運営状 況等について指導等実地検査を実施する。 【根拠法令】 なし(任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。) 【業務内容】 新たに臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の定期的な実地調査 ・各種手続き(年次報告等)の事務処理 等 予算の状況 臨床研修病院指導等経費 5百万円(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 70 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 医師 プット) (1) 臨床研修病院指定数 H19 1, 899 H20 1, 996 H21 2, 017 (2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 168 件 H20 101 件 H21 48 件 (3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 401 件 H20 530 件 H21 1, 106 件 (4) 既指定臨床研修病院 H19 50 H20 41 H21 41 (5) 医籍登録件数 H19 6,894件 H20 7, 354 件 H21 7, 180 件 2. 歯科医師 (1) 臨床研修病院指定数 H19 1, 317 H20 1, 424 H21 1, 533 (2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 86 件 H20 107 件 H21 93 件 (3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 80 件 H20 107 件 H21 93 件 (4) 既指定臨床研修病院 H19 44 件 H20 51 件 H21 51 件 (5)医籍登録件数 H19 2, 564件 H20 2, 341件 H21 2, 230件 地方側の意見 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 その他各方面の 意見 既往の政府方針 等

自己仕分け	臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が
【仕分け結果】 A一a	全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。
	法定受託事務の形で地方が打りことも可能と考える。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、 都道府県の理解が不可欠である。 また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当り、100円間が必要です。

必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。

出先機関名:地方厚生(支)局 | 整理番号(25) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務•権限名 総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等 事務・権限の概 【目的】 要 製造・加工技術、衛生管理の高度化に対応するため、厚生労働大臣による個別 承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより、多様な食品の製造・加工を可能 とすること。また、HACCP手法を取り入れていることが承認の要件となってお り、我が国における食品の衛生管理の向上のため、HACCP手法の普及を促進す ること。 【根拠条文】 食品衛生法第 13 条、第 14 条 【業務内容】 総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 総合衛生管理製造過程の取消に関する本省への報告 総合衛生管理製造過程の更新の承認 総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項 予算の状況 食品衛生の試験検査等に必要な経費 28 百万円の内数(平成 22 年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 総合衛生管理製造過程承認施設数 プット) H19 572 件 H20 559 件 H21 564 件 2. 新規承認件数 H19 23 件 H20 18 件 H21 31 件 3. 変更承認件数 H19 73 件 H20 53 件 H21 29 件 4. 更新承認件数 H19 217 件 H20 303 件 H21 86 件 5. 承認施設の立入調査 H19 532 件 H20 497 件 H21 565 件 地方側の意見 全国知事会「出先機関原則廃止PT最終報告」: 地方へ移譲 「公開討議の概要」 ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだね。 ることが適切。 ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効 果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。 特区構想に伴う北海道からの総合衛生管理製造過程制度の知事への権限移譲の提案 その他各方面の 意見 に対する意見(日本食品衛生協会、日本乳業協会、日本食肉加工協会)(平成17年 8月3日) 北海道知事から道州制特区構想にともなう食品衛生法第13条の総合衛生管理製 造過程承認制度に関する権限移譲の提案がなされています。この提案には、総合衛 生管理製造過程承認制度の対象食品のほとんどが全国的に広域流通していることか ら、国が責任を持って対応すべきです。 そのためには国の機関である厚生局が全国レベルの視点に立ち、全国一律の運用

	により承認に関する一連の事務を実施している現行の厚生労働大臣による承認制度 を維持する方が、食の安全を確保するために重要かつ必須であり、この提案に同意 することはできません。
既往の政府方針 等	
自己仕分け	・総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。 (※1) ① 海外施設の承認
A — a (一部 C —	輸入に関する事務であるため、国において実施する。 ② 総合衛生管理製造過程における例外承認(※2) 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学
b)	的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当)
	なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施 する。
	・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、 国際的な動向を踏まえ、HACCP手法(※3)の普及を政策的に促進する観点 から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積 極的に促進することが求められる。
	※1: 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを 条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の 関与を行う点に留意されたい。
	※2:総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。 ※3:食品の原料の受入れから製造・出荷までのすべての行程において危害の発生
	次3: 良品の原料の受入れから製造・出荷までのすべての行程において危害の発生 を防止するための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、 食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバルスタンダードである。
備考	

	出先機関名: 地方厚生(支)局 整理番号 (26)
	事務・権限自己仕分けシート(個票)
事務・権限名	登録検査機関の登録等 ・食品衛生法の登録検査機関
事務・権限の概要	【目的】 食品の安全性を確保するために、食品衛生検査は重要な役割を担っているが、食品 衛生法上の各種の検査制度の円滑な運用を図っていくため、検査の需要に対応した 検査体制の整備をすること。
	【根拠法令】 食品衛生法第 33 条~第 47 条
	 【業務内容】 ・登録検査機関の登録 ・登録検査機関の更新 ・登録検査機関の業務規程の認可 ・登録検査機関の業務規程の変更 ・登録検査機関の業務規程の変更命令 ・登録検査機関の外廃止の許可 ・登録検査機関への適合命令、改善命令 ・登録の取消し及び検査業務の停止に関する事項の本省への報告 ・登録検査機関への報告、立入検査
予算の状況 (単位:百万円)	食品衛生の試験検査等に必要な経費 28 百万円の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	1. 登録検査機関数 H19 105 機関 H20 113 機関 H21 116 機関 2. 新規登録件数 H19 6 件 H20 9 件 H21 5 件 3. 登録機関への立入検査回数 H19 133 回 H20 154 回 H21 136 回
地方側の意見	「全国知事会 出先機関原則廃止PT最終報告」: 地方へ移譲
	「公開討議の概要」 ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。 ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	

自己仕分け

【仕分け結果】

C-c

- 登録検査機関は、食品の安全性を確保するため、厚生労働大臣や都道府県知事等の委託等を受け、食品衛生法上の各種検査を行う機関であり、厚生労働大臣等は、登録検査機関の検査結果を基に、輸入禁止や回収命令などの権限を行使することができる。
- ・輸出・輸入食品については、その検査機関の精度管理について、諸外国においては国による監督等がなされているところであり、我が国においても、国の責任において監督することが求められている。輸入食品に違反があった場合、相手国政府からは検査精度の検証を求められ、国の責任において対応しているかどうかを確認される。実際に、輸入ミネラルウォータの異物混入が問題となった際は、相手国(EU)から、分析を行った検査機関は日本当局により公に認定されたものかどうか確認された。その他、輸入食品の個別の違反事例に関する相手国政府からの照会があった場合には、国として対応している。検査機関に問題があった場合には、輸出の禁止・違反輸入食品に係る改善要求の困難化等、円滑な輸出入に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、国として責任を問われることから、引き続き国の責任において実施する。
- ・また、当該事務を自治体に移管した場合、問題のある登録検査機関を直接是正する仕組みがなくなることから、事故発生時の迅速な検査に支障をきたすおそれがある。
- ・なお、登録及び監視指導を行うにあたり、本省から全国各地の施設に赴くのは極めて非効率であり、業務の効率性の観点から引き続き厚生局において実施するのが適当である。

(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)③に該当)

備考

出先機関名:地方厚生(支)局 │整理番号(27 事務・権限自己仕分けシート(個票) 指定検査機関の指定等 事務・権限名 (食鳥検査法の指定検査機関) 事務・権限の概 【目的】 食鳥検査の全部又は一部を行わせる者を指定することにより、食鳥検査の適正か 要 つ確実な実施を担保し、衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図るこ ہ طے 【根拠法令】 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条~第35条 【業務内容】 指定検査機関の指定 ・指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・指定検査機関の役員の選任又は解任の認可 指定検査機関の業務規定の認可 指定検査機関事業計画等の認可 指定検査機関に対する監督命令 ・指定検査機関の業務の休廃止の許可 指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 指定検査機関の立入及び指導等 予算の状況 食品衛生の試験検査等に必要な経費 28 百万円(平成 22 年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 指定検査機関数 プット) H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関 2. 新規登録件数 H19 0機関 H20 0機関 H21 0機関 2. 事業計画の認可件数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関 地方側の意見 「全国知事会 出先機関原則廃止PT最終報告」: 地方へ移譲 「公開討議の概要」 ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだね ることが適切。 ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効 果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。 その他各方面の 意見 既往の政府方針

自己仕分け	・食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。
【仕分け結果】	・この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留
	意が必要であり、さらに制度上の設計につき検討を要する。
	(例:指定検査機関は全国に 16 カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する
	自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務(指定検査機
	関が検査を適正に行っているかの監督等)に当たる必要がある。)
	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が
	整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件
	とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を
	行う点に留意されたい。
備考	

備考

事務・権限自己仕分けシート 出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(28) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令 事務・権限の概 健康増進法においては、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進 の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止してお り (法§32の2)、これに違反して表示した者がある場合において、国 (消費者庁長 官・地方厚生局長)が勧告(法§32の3(1))、命令(法§32の3(2))を行うことが できるとされている。 予算の状況 食品の安全対策等に必要な経費 2百万円の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 46 人の内数 (平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量 1. 相談及び指導件数 (アウトプット) H19 434 件 H20 315 件 H21 201 件 2. 立入検査件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 3. 収去件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 4. 勧告件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム 地方側の意見 平成22年3月23日「国の出先機関の原則廃止に向けて 中間報告」において、「健 康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」は「地方に移管」とされて いる。 その他各方面の 意見 既往の政府方針 地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日 第2次勧告において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規 制の勧告及び命令」については、「一の都道府県内等にのみ事業所等がある者に対す る勧告の権限を、都道府県等に付与する。」とされている。 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体への移譲することにより、 自己仕分け 地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、も 【仕分け結果】 って、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価され ることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、 地方自治体へ移譲することとする。 A - a○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の 利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って 推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要とあると認め られる場合にあっては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、 本府省(消費者庁長官)の権限・事務を存置する必要があると考える。 ○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自 治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在 り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられる ため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただく ようお願いする。 ○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明 らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった 公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が 整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件 とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を 行う点に留意されたい。

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(29)

	事務・権限自己仕分けシート(個票)		
事務・権限名	健康保険組合等の指導監督		
事務・権限の概要	○目的 健康保険制度の保険者である健康保険組合に対して指導監督を行い、その事業運営を継続的・安定的なものとすること。 ○根拠法令 ・健康保険法第29条 等 ○出先機関が実施している具体的な業務内容 ・健康保険組合の適切かつ円滑な事業運営の確保を目的とした監査業務の実施。 ・健康保険組合からの各種報告・届出の受理、各種認可事項の審査。 ・健康保険組合が実施する事務についての疑義照会の受付および回答。		
予算の状況 (単位:百万円)	健康保険組合の指導監査等に必要な経費 25百万円の内数(平成22年度予算) 		
関係職員数	61 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)		
事務量(アウトプット)	1. 健康保険組合数 H19 1,521 H20 1,509 H21 1,484 2. 規約変更認可申請書等の認可件数 H19 5,759 件 H20 5,659 件 H21 5,619 件 3. 規約変更届書等の受理件数 H19 11,035 件 H20 10,542 件 H21 12,428 件 4. 公法人証明・印鑑証明件数 H19 5,912 件 H20 5,086 件 H21 4,846 件 5. 実地指導監査件数 H19 215 件 H20 254 件 H21 252 件 6. 全国健康保険協会支部の行う滞納処分の認可件数 H20 0 件 H21 0 件 7. 全国健康保険協会支部への実地指導監査件数 H20 0 件 H21 0 件		
地方側の意見	 ○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) ・保険年金制度に関する議論など、今後国において抜本的な見直しが検討される事項については、その方向性に十分留意しながら、当面は現行制度を前提にして、指導監督に関する事務を地方に仕分ける。 (仕分けに当たっての留意事項) ・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分ける。 ○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」より個別都道府県意見(平成22年7月15日) ・健康保険組合の指導監督については、地方移管と仕分けされている事務のうち一部のもの国が担う真の役割とは何かとの観点から、地方移管の可能性について慎重に検討すべき。 		
その他各方面の 意見	特になし		
既往の政府方針 等	特になし		

自己仕分け

【仕分け結果】

C-c

健康保険組合の指導監督権限を都道府県に移管することについては、以下の理由により、慎重な検討が必要である。

- ・健康保険制度においては、地方負担がない一方、国費が投入されており、国は事業の運営が適正に行われていることを自ら担保する責務を有していること等から、地方へ一元的に事務を移譲するのは不適当であり、引き続き国も事務を行う必要がある。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当)
- ・都道府県に指導監督の権限を移管した場合、都道府県等をまたがって従たる事務所を有する健康保険組合への指導監督の手法・体制について検討する必要がある。 ※ 健康保険組合は、主たる事務所以外に従たる事務所を置くことができる。従たる事務所(127事務所)を有する46健保組合のうち、41組合が本部と別の府県に従たる事務所(110事務所)を置いている(平成21年5月現在)。
- ・健康保険組合の事務所は都道府県に偏在しており、組合が多い都府県(5都府県で全国の7割以上を占める)では、相当の体制を新たに確保する必要がある。一方、組合が1~3つしかないような県もあり、このような県においても指導監督の体制を確保せざるを得ず、地方移譲を行った場合、行政効率が著しく非効率となる。また、このような県においては業務のノウハウが蓄積されないため、指導監督の水準に濃淡が生じるおそれがある。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当)
- ・当該事務の実施体制については、全国各地の保険者に対して迅速に対応する必要があること、本省の内部部局のスリム化を図ること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが適当である。

備考

出先機関名: 地方厚生(支)局 整理番号(30) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 国民健康保険の保険者等の指導 事務・権限の概|〇目的 ・国民健康保険の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言等を行い、 国民健康保険の適正かつ安定的な運営に資すること 〇根拠法令 · 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 106 条の規定 ・国民健康保険法第 108 条の規定 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4規定 〇出先機関が実施している具体的な業務内容 ・保険者及び連合会に対するその事業及び財産の状況に関する報告の徴収又は検査 に関する事項 組合若しくは連合会又はその役員に対し監督上必要な命令に関する事項 ・地方公共団体に対する技術的助言及び勧告並びに資料提出の要求に関する事項 予算の状況 健康保険組合の指導監査等に必要な経費 25百万円の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 47人の内数(平成22年7月1日現在) 関係職員数 事務量(アウト 1. 助言指導の状況(実地) プット) (1) 都道府県 H19 38 件 H20 40 件 H21 42 件 (2) 市町村 H19 52 件 H20 49 件 H21 53 件 (3) 国保連合会 H19 10 件 H20 12 件 H21 14 件 (4) 国保組合 H19 3件 H20 4件 H21 8件 地方側の意見 ○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則 廃止に向けて」(平成22年7月15日) (仕分けに当たっての留意事項) 健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論され ているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制 度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。 その他各方面の 意見 既往の政府方針 自己仕分け 国民健康保険制度においては、地方負担に比して国庫負担の割合がかなり高く、 国がその適正な運営に責任を持ち、国民健康保険財政の安定的運営のために不断 【仕分け結果】 の努力を行うことが不可欠である。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注) ②に該当) C-c・一方、都道府県における保険者への指導については、各都道府県における財政状 況等により、その実施方法、頻度等にばらつきが見られるところであり、このよ うな中で都道府県のみが指導を行うこととした場合、保険者に対して統一的な指 導を行うことが困難となる。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該 当) ・さらに、現在、国保組合の指導監督を当該組合の主たる所在地の都道府県が行っ ているが、遠隔地の事務所の指導監督に苦慮していることから、全国統一的に適 切かつ公平に行う観点から、都道府県のみでなく国も行う必要があると認められ るところである。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)①に該当)

	・当該事務の実施体制については、全国各地の保険者に対して迅速に対応する必要があること、本省の内部部局のスリム化を図ること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが適当である。
備考	

	出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(31)
事務・権限名	後期高齢者医療制度に係る市町村及び広域連合の指導等
事務・権限の概要	○目的 ・後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言等を行い、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資すること ○根拠法令 ・高齢者の医療の確保に関する法律第134条 ○出先機関が実施している具体的な業務内容 ・後期高齢者医療広域連合又は市町村に対するその事業及び財産の状況に関する報告の徴収、又は検査に関する事項 ・後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に関する事項
予算の状況 (単位:百万円)	健康保険組合の指導監査等に必要な経費 25百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	47 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	・助言指導の状況(実地) H20 8 件 H21 15 件
地方側の意見	○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)(仕分けに当たっての留意事項)・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】	・後期高齢者医療制度における市町村広域連合への指導等を都道府県が行うとなれば、各都道府県は1つの広域連合のみを対象として指導等を実施するということになるが、そのためだけに相当の指導監督の体制を確保せざるを得ず、地方移譲を行った場合、行政効率が著しく非効率となる。また、指導等のノウハウや専門的知見を蓄積することが困難であるため、全国的に各都道府県の指導等を行い、その実情を把握している国が行うことが適切であると考える。(地域主権戦略大綱第4の2(3)の(注)②、④に該当) ・また、後期高齢者医療制度においては、毎年かなり多額の国費が投入されており、国は事業の運営が適正に行われていることを自ら担保する責務を有していること等から、地方へ一元的に事務を移譲するのは不適当であり、引き続き国も事務を行う必要がある。(75歳以上の医療給付費に対する公費の負担割合は、国:都道府県:市町村=4:1:1であり、このほか、国からは、低所得の方及び被用者保
備考	 険の被扶養者であった方の現行の軽減措置を継続するための費用等を補助)(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当) ・国からの市町村広域連合への指導は、本省の内部部局のスリム化を図りつつ、全国各地の市町村広域連合に対して迅速に対応する必要があること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが妥当であると考える。

		出先機関名	: 地方厚生(支)局	整理番号(32)
	事務・権[限自己仕分ける	ノート(個票)	
事務・権限名	企業年金制度等(厚生	生年金基金及び確	定拠出年金等)の運営	に関する業務
事務・権限の概要	(根拠法令) - 厚生年金保険法第 180 条、厚生年金基金令第 56 条、厚生年金基金規則第 78 条 - 国民年金法第 142 条の 2、国民年金基金令第 53 条、国民年金基金規則第 66 条 - 確定拠出年金法第 114 条、確定拠出年金法施行令第 57 条、確定拠出年金法施行 則第 71 条 - 確定給付企業年金法第 104 条、確定給付企業年金法施行令第 72 条、確定給付企 年金法施行規則第 121 条 - 独立行政法人農業者年金基金法第 64 条、附則第 19 条		F金基金規則第 66 条 確定拠出年金法施行規	
予算の状況	(具体的な事務・権限 ・厚生年金基金の認定 ・国民年金基金の認定 ・確定拠出年金(企業 ・確定給付企業年金の ・農業者年金基金業別 健康保険組会のお道理	可、指導監督等 可、指導監督等 業型年金に限る) D認可、承認及び 務受託者に対する	指導監督等	(亚成 22 年度 圣 質)
(単位:百万円)				(十灰 22 千皮) 异/
関係職員数	7 1 人の内数(平成 22	☑年/月]日現在 ———————)	
事務量(アウト)	(3) 規約 6, 068 件 (4) 実地変 6, 068 件 H19 142 件 H20 2. 確定規約 2, 710 体 H19 2, 710 承 H19 2, 710 承 H19 2, 710 承 H19 2, 480 件 H20 (3) 規約 1, 792 件 H19 619 使 H20 (3) 規約 619 使 H20 (3) 規約 619 使 H20 (3) 規約 619 使 H20 (4) 規約 619 使 H20 (4) 規約 619 使 H20 (5) 要 件 H20 (5) 要 H19 541 件 医 H19 541 件 H20 (5) 要 H20 (5)	7 H21 608 請書等の認可件報 20 1,993 件 H21)認可申 H21)記可申 H21 134 (20 6,000 件 H21 134 (20 3,043 件 H21 (20 4,397 件 H21 (4 表 397 件 H21 (4 表 397 件 H21 (4 表 397 件 H21 (5 表 555 件 H21)2 H21 72 記書 件 H21)2 H21 72 記書 件 H21 (4 表 30 表 5,555 件 H21)2 H21 72 記書 件 H21 34 件 H21 457 14	1,775 件 D受理件数 (年度) 6,402 件 件 3,301 件 数 (年度) 1,637 件 6,795 件 件度) 1,848 件 D受理件数 (年度) 7,396 件 数 (年度)	

地方側の意見	○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則
マピノコ (内) マノ (本) が	
	(仕分けに当たっての留意事項)
	・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されて
	いるので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度 を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分ける。
	を削促として相等血目に関する事務を地方に仕方ける。
その他各方面の	特になし
意見	
既往の政府方針	特になし
等 ————————————————————————————————————	
自己仕分け	公的年金制度の上乗せの所得確保の仕組みである企業年金制度等は、国民の老後
【仕分け結果】	│の所得確保に係る自主的努力に国として支援措置を講ずる制度であり、公的年金や │税制と密着に関係することから、その制度設計には、国全体の所得保障政策の一環
	代前と出着に関係することがら、その制度設計には、国主体の所特保障政策の 環
_	全般の見直しを行う予定である。
C — c	
	また、現在、地方厚生局で行っている、企業年金制度等に係る規約の承認・認可
	│や指導監督等の業務は、統一性・効率性の観点から、現状のようにブロック単位で │ │行うことが望ましく、以下の点から、当面は国(地方厚生局)で実施する必要があ
	① 企業活動の多様性から、複数の都道府県にまたがる事業所や加入者を有する企
	│ 業年金も多く、全国を通じた適正かつ公平な運営の指導が求められる。このため、│ │ 国と各都道府県との間で、迅速かつ的確な連絡調整、情報収集が可能な体制を整
	国と各部道所宗との同じ、近述がつ的確な建裕調整、情報収集が可能な体制を整 備する必要があること。
	② 各都道府県に存在する企業年金の数に大きな差異があるため、企業年金の数に
	応じて業務量にも大きな差異が生じることとなる。業務の適正な実施のため、企
	業年金の実施事業所が集中する都市部においては、業務量に応じて、より多くの
	│ 人員配置が求められること。 │ (確定拠出年金 東京都:1,279 件、大阪府:315 件、島根県:4 件、宮崎県:3 │
	(確定拠出年並
	確定給付企業年金 東京都: 2, 206 件、大阪府: 963 件、鳥取県: 20 件、高知
	県: 18件(平成22年3月31日時点))
	③ 確定給付企業年金の実施件数が急増していることから、規約の認可・承認業務
	を迅速かつ効率的に処理するため、一般職員に加えて、年金数理の専門家(「年金 数理人」)を配置し、審査体制の強化を図る必要がある一方、年金数理人の数は限
	数年人」 を配置し、番目体制の強化を図る必要がある。
	(年金数理人: 490 人 (平成 22 年 7 月 1 日時点))
/++ + ₇	
備考	

	出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(33-①)
	事務・権限自己仕分けシート(個票)
事務・権限名	保険医療機関等の指導監督等
事務・権限の概要	指導:社会保険の医療担当者として、適正な療養の給付を担当させるため、療養担当規則に定められている診療方針、診療報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ること。 監査:医療担当者の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているかどうか、診療報酬の請求が適正であるかどうかなどを、出頭命令、立入検査等を通じて確かめること。 (根拠法令) 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律
	 (業務内容) 医療機関、薬局、医師、歯科医師及び薬剤師が健康保険法等に基づく保険診療を行うための保険医療機関等の指定及び保険医等の登録の申請等に関する業務 保険医療機関等からの施設基準の届出等に関する業務 保険医療機関等に対する指導、監査に関する業務等を実施。
予算の状況 (単位:百万円)	保険医療機関等に対する指導及び監査等に要する経費 1,824百万円(平成22年度 予算)
関係職員数	699 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウトプット)	1. 個別指導件数 H17 2,878 箇所 H18 3,334 箇所 H19 3,264 箇所 H20 3,410 箇所 2. 新規指定個別指導件数 H17 5,046 箇所 H18 5,533 箇所 H19 5,255 箇所 H20 4,938 箇所 3. 集団的個別指導件数 H17 10,746 箇所 H18 10,658 箇所 H19 11,490 箇所 H20 12,593 箇所 4. 監査件数 H17 104 箇所 H18 124 箇所 H19 105 箇所 H20 69 箇所 5. 返還額 H17 60 億 6 千万円 H18 53 億 4 千万円 H19 55 億 5 千万円 H20 36 億 6 千万円 6. 適時調査 H17 1,689 箇所 H18 1,618 箇所 H19 1,425 箇所 H20 1,225 箇所
地方側の意見	 ○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) (仕分けに当たっての留意事項) ・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分ける。
その他各方面の 意見	

既往の政府方針 等	
自己仕分け	保険医療機関等の指定、指導監督等に関する事務については、以下の理由から地方 厚生局で行うことが妥当と考える。
C-c	・保険診療契約の締結、指導監督等に関する事務であり、保険者に代わって統一的に行うべき事務である。我が国の医療保険には、地域保険のみならず全国的な被用者保険が存在するため、地域を越えて保険者の利益を代表する必要があることを踏まえると、全国横断的に当該事務を実施するためには国が担うことが適切である。
	・保険診療の基本的な診療担当方針や診療報酬は国が公平均一に決定しており、国がその基準に沿って全国的に適切な保険診療が行われていることを担保する責任がある(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当)。
	・医療保険制度は、地方負担に比べ国庫負担の割合がかなり高く、国がその適正な 運営に責任を持ち、医療保険財政の収支の均衡確保のために不断の努力を行うこ とが不可欠である(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当)。
	・保険診療において不正・著しい不当行為が行われた場合は、監査を実施し、必要に応じ保険医療機関等の指定の取消や保険医等の登録の取消など行政上の措置を講ずることとなるが、全国統一的に公平公正に行う必要がある(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当)。
	・当該事務の実施体制については、全国各地の保険者に対して迅速に対応する必要があること、本省の内部部局のスリム化を図ること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが適当である。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(33-②)

	古 <u>多</u>
事務・権限自己仕分けシート(個票)	
事務・権限名	社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督
事務・権限の概要	○目的 社会保険診療報酬支払基金支部における診療報酬の適正な審査と迅速適正な支払 の確保。 ○根拠法令
	・社会保険診療報酬支払基金法第28条 等 〇出先機関が実施している具体的業務内容 ・診療報酬の適正な審査と迅速適正な支払が確保されているかを検査する業務。 ・審査委員会からの診療担当者に対する出頭、説明、報告、診療録その他帳簿書類の提出要求に対して承認を行う業務。 ・診療担当者が上記の要求を拒んだときの診療報酬の支払いの一時差し止めの承認を行う業務。
予算の状況 (単位:百万円)	保険医療機関等に対する指導及び監査等に要する経費 1,824百万円(平成22年度予算)
関係職員数	699 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	・社会保険診療報酬支払基金支部に対する監査実施件数 H20 0 件 H21 0 件
地方側の意見	 ○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) (仕分けに当たっての留意事項) ・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分ける。
その他各方面の 意見	特になし
既往の政府方針 等	特になし
自己仕分け 【仕分け結果】	都道府県に事務を移管することについては、以下の点から、慎重な検討が必要である。 ・支払基金が取り扱っているのは健康保険のレセプトであるが、健康保険制度においては、地方負担がない一方、国費が投入されている。そのため、国は診療報酬が適切に支払われているか等、医療費適正化の観点から必要な事業の運営が適正に行われていることを自ら担保する責務を有している。このため、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督について、地方へ一元的に当該事務を移譲するのは不適当であり、引き続き国も事務を行う必要がある。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当) ・特に支払基金による診療担当者に対する出頭要求や支払いの一時差止めは、診療報酬請求書の審査に際し、不備又は不当な請求があった時に実施されており、不当請求があった保険医療機関情報を入手し、地方厚生局に提供するなど、保険医療機関の指導監督の業務と密接に関わっている。このため、支払基金支部の指導監督の業務は、保険医療機関の指導監督と一体的に行うことが適切である。 ・当該事務の実施体制については、全国各地の保険者に対して迅速に対応する必要があること、本省の内部部局のスリム化を図ること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが適当である。
備考	

	出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(33-③)	
	事務・権限自己仕分けシート(個票)	
事務・権限名	社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	
事務・権限の概要	○目的 社会保険(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等)に関する 処分に対する不服申立について迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図る ため。 ○根拠法令 社会保険審査官及び社会保険審査会法 ○出先機関が実施している具体的な業務内容 健康保険、船員保険、厚生年金保険、国民年金等の被保険者資格、給付等に関す る処分についての審査請求に対し、決定を行う。	
予算の状況 (単位:百万円)	社会保険審査官経費 7 百万円の内数(平成 22 年度予算)	
関係職員数	699 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)	
事務量(アウト プット) 	·審査請求受付件数 H21 1,492件	
地方側の意見	 ○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) (仕分けに当たっての留意事項) ・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分ける。 	
その他各方面の 意見		
既往の政府方針 等		
自己仕分け【仕分け結果】	・審査請求は、国や国の委任を受けた機関が行った処分に関するものが大半であり、 その事務の実施機関または上級行政庁のいずれにも当たらない都道府県が審査を 行うことは、不服審査制度上不適当であると考えられる。 (地域主権戦略大綱 第4の2の(3)の(注)①に該当)	
С— с	 ・社会保険事業は、国や国から権限の委任を受けた機関等で全国一律実施とされている。これらの機関で行われた処分に対する不服申立ては、全国統一的に一律的判断の下に対応する必要があるが、そのためには社会保険事務に精通し、また広範な知識を持つ人材の確保が必要となるものの、地方ではそうした人材の確保が困難であり、仮に地方移管した場合には、公正、公平、迅速な国民の権利利益の救済が果たせなくなる恐れがある。 (地域主権戦略大綱 第4の2の(3)の(注)②に該当) ・審査請求は、地方厚生局の審査官がその管轄区域毎に取り扱っているところであるが、仮に、本省のみで業務を行う場合には、事務処理体制の確保の問題等や審査請求人の利便性の低下が懸念されるため、引き続き地方厚生局の審査官で対応することが適当である。 	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(34) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視) 事務・権限の概 【目的】 特定機能病院について、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を 要 有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導 等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとす また、国民の健康を守るため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合は、国 において、病院等からの必要な報告徴収、立入検査等を行うことができる。 医療法第25条第3項及び第4項及び第71条の3 【関係する計画・通知等】 特定機能病院の立入検査業務実施要領 (医政指発 0420 第3号) 【具体的な業務内容】 医療法第25条第3項に伴う立入検査業務として、①医療安全に関する事項、②院内 感染対策に関する事項、③医薬品の安全管理体制に関する事項、④医療機器の保守 点検・安全使用に関する事項、⑤血液製剤・輸血にかかる管理体制、⑥職員健康診 断に関する事項等。 予算の状況 監視監査指導等経費の内数 38百万円(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 特定機能病院数 プット) H19 82 H20 83 H21 83 2. 立入検査実施件数 H19 82 件 H20 83 件 H21 83 件 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 地方側の意見 その他各方面の 意見 既往の政府方針 自己仕分け 特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、 【仕分け結果】 ① 指導監督の実施基準は国が策定すること ② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国 に対して報告を行うこと A−a ③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監 督を行うことを指示することができること 等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来 さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監 督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院 等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことが できることとするものであるが、 ① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対

	して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること
	② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報につ
	いては、国に対して報告を行うこと
	等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施 にま時もまさないことが提供されるのであれば、現在地大原生民にある腎急時にお
	│に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時にお │ける病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。
	いる例院寺の立八快旦寺の惟阪で即退州宗に移議することは可能である。
	│ │※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が │
	整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件
	とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を
	行う点に留意されたい。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 | 整理番号(35) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務•権限名 介護保険・サービスに関する指導 事務・権限の概 ① 市町村(指定都市・中核市を除く。以下同じ。)が行う介護サービス事業所の指 定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ② 市町村との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ③ 国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行 う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設に対する監査、都道 府県に対する指示 ④ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合(3以上の厚生局の区域にまた がっている場合を除く)の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検 査の実施 ⑤ 都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導 予算の状況 監視監査指導等経費(平成22年度予算) (単位:百万円) 38 百万円の内数 関係職員数 24 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 介護保険者に対する実地指導件数 プット) H19 174 件 H20 191 件 H21 144 件 2. 介護サービス事業者等に対する実地指導件数 H19 183 件 H20 193 件 H21 144 件 ・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 地方側の意見 その他各方面の 介護事業運営の適正化に関する有識者会議(平成19年)、社会保障審議会介護給付 意見 費分科会(平成19年)、社会保障審議会介護保険部会(平成20年2月)等におい て、自治体が実施する実地指導・監査にバラツキが見られるため、監査・指導業務 の標準化を図るよう指摘されている。 既往の政府方針

【仕分け結果】

A — a

地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲(全国一律・一斉に移譲するもの)とすることは可能である。

なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、 国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体 が行っているところである。

〈留意点〉

- 〇 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に関する指導について は、適正な制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適 時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予 算を確保すること。
- 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。
- 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、 緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と 認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう 関係法令に規定する必要があること。
- ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

備考

		出先機関名:地方厚生(支)	局 整理番号(36)
	事務・権限自己仕分けシート(個票)		
事務・権限名	児童扶養手当支給に関す	る都道府県及び市町村の指導	
事務・権限の概要		児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理 する事務について監査を実施	
予算の状況 (単位:百万円)	児童扶養手当監査指導費	:5. 6百万円(平成22年度)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7	月1日現在)	
事務量(アウト プット)	1. 事務指導監査実施件 H19 13 件 H20 18 位 2. 事務指導監査実施件 H19 122 件 H20 97	牛 H21 17 件 数(市区町村)	
地方側の意見	·全国知事会 出先機関	原則廃止PTの最終報告:廃止	・民営化
その他各方面の 意見	_		
既往の政府方針 等	11月6日衆・厚生労働	、都道府県等への指導監督を厳 委員会)とされるほか、これま 付けないなどの市町村における たところである。	での国会審議の中で不正受
自己仕分け【仕分け結果】	・児童扶養手当の支給事	務は法定受託事務として都道府 律の基準で実施され、地域差が	
C-c	たり、事実婚の有無、 確認など、個人のプラ 格喪失についても十分	務は、受付から相談、審査、認 未婚の母に至った事情や扶養義 イバシーに関する事実関係を把 な事実確認を要するなど、担当 者の誤った理解をしている場合 ある。	務者との生計維持関係等の 握する必要があるほか、資 者の制度に対する正しい理
	マニュアル」を作成し 下記参考からも分かる 事務等に支障をきたし 務処理等の基準を定め	通知を発出し、事務指導するほ、事務担当者に活用いただいて ように、担当者の解釈誤りや理 ているケースもある。このこと ることで、全国一律の基準が担 違等により支障が生じると考え	いるところである。しかし、 解不足により、支給(審査) から、地方移譲に際し、事 保されるとは考え難く、各
		する都道府県及び市町村の指導 り、適正な受給が行われず、受	
	21年3月末現在で、 が直接全国に赴いて行	・市町村で行われている児童扶 約97万件にのぼることから、 うことは、極めて非効率である な指導ができなくなる可能性が	これに関する指導を、本省とともに、地域の特性を踏

	・このため、国が全国一律の基準で実施する指導監査は、廃止・民営化とせず、地 方厚生局において引き続き実施するものといたしたい。 (地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当) (参考)平成21年度指導監査実績 指摘件数:446件、 うち支給(審査)事務に関するもの 273件 うち資格喪失に関するもの 95件
備考 	

出先機関名: 地方厚生(支)局 整理番号(37)

	事務・権限自己仕分けシート(個票)		
事務・権限名	生物学的製剤等に関する医薬品・医療機器の製造業等の許可等		
事務・権限の概要	【具体的な業務内容】 薬事法(昭和35年法律第145)第13条に規定されている医薬品、医薬部外品、化 粧品又は医療機器の製造業許可のうち、次に掲げる医薬品、医療機器の製造業許可 及び医療機器の修理業の許可等に係る業務。 1. 生物学的製剤 2. 放射線医薬品 3. 国家検定医薬品 4. 遺伝子組換え技術応用医薬品 5. 特定生物由来医療器機器 6. 細胞組織医療機器 【根拠法令】 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条第3項		
予算の状況 (単位:百万円)	医薬品等承認審査費 4 百万円の内数(平成 22 年度予算) 		
関係職員数	70 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)		
事務量 (アウト プット)	・ 医薬品・医療機器製造業の許可等件数 H19 265 件 H20 401 件 H21 320 件		
地方側の意見	地方へ移譲<国の出先機関原則廃止PT(H22.7.15)>		
その他各方面の 意見	特になし		
既往の政府方針 等	特になし		
自己仕分け 【仕分け結果】 C一c	生物学的製剤等に関する医薬品・医療機器の製造業等の許可等は厚生労働大臣に、その他の医薬品・医療機器の製造業等の許可等は都道府県知事に権限があるところ、以下の理由により厚生労働大臣に権限を残しているものである。また、許可に当たっては、当該製造所が許可要件に合致しているか調査した上で出しているものである。・生物学的製剤等は、生体成分を扱う複雑な製造工程を有し、特にウイルス等の試験汚染防止等の最高レベルの管理施設で製造されることが求められる。よって、薬局等構造設備規則の規定では通常の医薬品等の製造業での要件に加えて、これらのリスクの高い医薬品等の製造業に対し、上乗せで特有の要件を課しているところである。また、製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)では、生物学的製剤等は、一般的な医薬品の調査よりも高度な専門性が求められることから、専門的知識を身につけている国(医薬品医療機器総合機構)が統一的に調査を実施しているところである。		
	例えば、生物学的製剤はウイルス等ヒトからヒトへ伝播する危険性を内在していることから、現時点での科学では把握できない潜在的なリスクを持つ可能性があり、重大な健康被害を複数の地域において同時に引き起こす可能性がある。また、過去に、生物学的製剤では、HIV、CJD、C型肝炎等の広範かつ甚大な健康被害が発生した事例があったため、ウイルス等の汚染を防ぐための管理が可能な製造所を全国で担保することやウイルス管理等の高い専門性を保つことが、今後重大な健康被害を発生させないためには必要不可欠である。(地域主権戦略大綱に定める例外的取扱③に該当。) さらに、生物学的製剤等のリスクの高い医薬品等については、相当の専門的な知見を有する者が調査を行うべきものであるが、現在、全国に125箇所の製造業許可を受けた製造所しかなく、見込まれる事務量等が微少であり、都道府県単位で専		

	門的な知見を有する者を養成することは、困難かつ非効率である。 (地域主権戦略大綱に定める例外的取扱④に該当)
備考	

		出先機関名:地方厚生(支)局	整理番号(38)
事務・権限自己仕分けシート(個票)			
事務・権限名	毒劇物営業者の登録等		
事務・権限の概要	同法で指定された毒物又を受けなければならず、 は厚生労働大臣が行うこ 36条の7) 各地方厚生局では管轄 る。 また、事業者の有する と判断された場合の措置	(昭和 25 年法律第 303 号。以下、同 は劇物を製造、輸入、販売する事業 そのうち原体の製造及び輸入を行う ととされている。(同法第 4 条、第 2 高内の地域の事業者からの登録の申請 の設備が同法に定める設置基準(同法 は命令及び同措置命令に従わない場合 動物劇物取扱責任者についての変更命	者は当該業に係る登録 事業者の登録について 23条の3、同法施行令第 等の処理を行ってい 第5条)に適合しない の登録の取消しや、適
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成	22 年度予算)	
関係職員数	70 人の内数(平成 22 年 7	7月1日現在)	
事務量 (アウト プット)	・毒劇物営業者の登録等 H19 1,685 件 H20	等業務件数) 1,689件 H21 1,869件	
地方側の意見	地方に移管<国の出先機	機関原則廃止PT(H22.7.15)>	
その他各方面の 意見	なし		
既往の政府方針 等			
自己仕分け【仕分け結果】	途が限定される製剤とが多い。そのため、活 県をまたがっている リル域主権戦略大綱 第 ・また、それらの事業場 置命令も全国規模になる ・このため、原体の製造 が多いである。 が多いである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	34の(3)の(注)①に該当) 場に係る事故等の不慮の事態における る。(地域主権戦略大綱 第4の(意業及び輸入業の登録等業務について 全国的な視野で行う必要があり、か 対応を行う必要があることから、引き	料等に使用されることので、譲渡先が都道府 対応や違反に対する措 3)の(注)③に該当) は、登録業者の存する いつ、不測の事態に対し
)佣 右			

出先機関名:地方厚生(支)局 | 整理番号(39)

	尹仂 強政ロレルカリノーに(旧示)
事務・権限名	医薬品等の輸入届の確認、医薬品等の輸入監視
事務・権限の概要	【具体的な業務内容】 医薬品等の輸入にあたっては、無許可無承認等の医薬品等が国内に流入し、国民の保健衛生上の危害を防止するため、地方厚生局において、輸入監視が行われている。 具体的には、 ① 業として医薬品等を輸入しようとする者は、薬事法施行規則第94条及び95条に基づいて、通関の時までに厚生労働大臣に医薬品等輸入届を提出することとされており、地方厚生局(関東信越厚生局及び近畿厚生局)において、当該届出の確認を行い、提出された輸入届出の副本に確認済の印を押印のうえ、輸入者に交付している。 ② また、輸入者自身が自らの疾病の治療等のため輸入したり、医師等の医療従事者が自己の患者の診療に供するために輸入(いわゆる個人輸入)する場合等の、業にあたらない医薬品等の輸入については、原則として、地方厚生局(関東信越厚生局、近畿厚生局及び沖縄麻薬取締支所)において輸入しようとする医薬品等が販売・授与を目的としたものでは無いことを、輸入者からの輸入報告書等に基づいて確認しており、提出された輸入報告書の副本に確認済印を押印のうえ、輸入者に交付している。(薬監証明)により、交付された書類を輸入者が税関に提示・提出をする事となっており、医薬品等の輸入監視については、税関当局との密接な連携の上、行われている。 【関係する計画・通知等】
予算の状況 (単位:百万円)	・医薬品等輸入監視要領の改正について<医薬食品局長通知(H17.3.31)> 監視監査指導等経費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	70 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	1. 薬監証明書発給件数 H19 42,587件 H20 48,938件 H21 52,679件 2. 医薬品等輸入届の確認件数 H19 25,708件 H20 33,307件 H21 47,702件
地方側の意見	国に残す事務<国の出先機関原則廃止PT(H22.7.15)>
その他各方面の 意見	特になし
既往の政府方針 等	特になし
自己仕分け 【仕分け結果】 C一c	・医薬品等の輸入監視については、税関当局との密接な連携を取ることが必要なものであり、かつ、輸入相手国政府との関係からも、日本国として統一的な対応を行う必要のある業務である。(地域主権大綱 第4の(3)の(注)②に該当) ・また、当該業務を地方に権限移譲した場合、事務・権限の執行体制の整備が不可欠である一方、見込まれる事務量等が微少であることから、行政効率が著しく非効率となる懸念がある。(地域主権大綱 第4の(3)の(注)④に該当) ・なお、医薬品等の輸入監視を行うにあたっては、確認済医薬品等輸入届出及び薬監証明の交付を行っているが、届出を行う国民の利便性を鑑みて、引き続き地方厚生局において実施することが適当である。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(40) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 医療の安全に対する取組の普及及び啓発等 事務・権限の概 医療の安全を確保し、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率 的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康を保持に寄与する。 【関連する法令】 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の9 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 69 号)、基本 診療料の施設基準等の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第72号) 【業務内容】 ① 医療機関の安全管理担当者等を対象とし、医療機関における先駆的な取組等の 教授を行うとともに、参加病院における事例や厚生労働省が掲示する事例をもと に討議を行う研修会(以下、「ワークショップ」という。)を実施。 ② 診療関連死の死因究明等を行う制度の創設に向け、医療機関における診療関連 死の死因究明等に係る取組及び課題等の実態調査を実施。 予算の状況 医療安全対策に係るワークショップ開催経費 7百万円(平成22年度予算) 死因究明制度導入準備経費 2百万円(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 108 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 1. 「医療安全に関するワ - クショップ」等の開催日数 事務量(アウト プット) H19 14 H20 17 H21 18 2. 連絡協議会の開催、地域ブロック会議への出席等回数 H19 11 H20 29 H21 26 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:廃止・民営化 地方側の意見 その他各方面の 意見 既往の政府方針 ①ワークショップの開催について 自己仕分け 医療安全の確保は医療政策における優先度の高い課題であり、その解決に向け 【仕分け結果】 て、診療報酬上の加算の算定要件となっているワークショップを開催していると ころ。 既に医療関係団体等に研修の実施を一部委託していることから、それらの団体 (1)C - aに対する委託の拡大について検討を行うこととする。 ②C−c 併せて、国は、全国どこでも一定の水準の研修が受けられるよう、その質や内 容の確保に向けた取組を行い、もって医療安全の体制を構築していくこととする。 ②診療関連死の死因究明等について 平成20年に、厚生労働省において、医療の安全の確保に向けた医療事故による 死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案(第三次試案)及び医療安全 調査委員会設置法案(仮称)大綱案を公表したところ。 また、民主党医療政策〈詳細版〉において、「医療事故が起こったときに、患者・ 家族の立場に立った真相の究明とともに、再発防止や患者側の納得が得られる仕 組みをつく」ることとされており、診療関連死の死因究明等を行う制度の創設に 向け、引き続き検討を行う必要がある。 地域の医療機関における診療関連死の死因究明等に係る取組及び課題等の実態 調査については、ブロックごとの組織において行うのが効率的であることから、 引き続き地方厚生局において行うこととする。 備考

	出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(41)
	事務・権限自己仕分けシート(個票)
事務・権限名	地域医療の確保・推進など
事務・権限の概 要	【目的】 地域の実情を踏まえた、地域医療確保のための情報収集・情報提供、意見調 整及び医師派遣先等の調整等を行う。
	【根拠法令】 ①医療法第30条の10 ②租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の25第1項第1号、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第5条の18第2項及び第20条の17第6項並びに法人税法施行規則(昭和48年大蔵省令第12号)第5条第6号、第6条第4号及び第7号の証明に関すること。
	【関係する計画・通知等】 ①「緊急臨時的医師派遣システムの実施について」(平成 19 年 7 月 20 日付け 医政発第 0720005 号)、「地域における医療対策協議会の開催について」(平 成 16 年 3 月 31 日付け医政発第 0331002 号) ②平成 20 年厚生労働省告示第 297 号・第 298 号
	【具体的な業務内容①】 ・医師不足等に関する現状把握等
	【具体的な業務内容②】 平成 12 年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建替えを行った場合の建物について、取得初年度に基準取得価格(取得価格の 1 / 2)の 15%を割増償却できるとされている。この措置の適用に際し、構造設備基準への適合を精査する業務。 一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保険業は収益事業の範囲から除外されることとされている。これらの除外措置の適用に際し、法人税法施行規則第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、厚生労働大臣の証明が必要とされており、基準を満たしていることについて上記厚生労働省告示に基づき精査する業務。

予算の状況 (単位:百万円)	地域医療確保対策経費(3百万円)(平成22年度)
関係職員数	78 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	 地方公共団体からの医師派遣申請 H19 12 件 H20 3 件 H21 0 件 連絡協議会の開催、地域ブロック会議への出席回数 H19 23 回 H20 29 回 H21 31 回
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:廃止・民営化
その他各方面 の意見	_
既往の政府方 針等	
自己仕分け	①「国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるように努めることは国及び地方公共団体の責務である。 このため、厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制
①C-b ②C-c	の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めているところ。 今後とも、国と都道府県が一体となって、良質かつ適切な医療を効率的に 提供する体制を構築するため、国は都道府県に対し、地域医療を確保・推進 するための技術的助言を行う必要がある。 ただし、本事務・権限については、地方厚生(支)局ではなく、本省において行うこととする。
	 ②租税特別措置法並びに法人税法に係る証明業務について ・ 地域医療を支える医療機関に対しては、租税特別措置法並びに法人税法の該当条項において税制上の優遇措置が手当てされているところ。 ・ 租税特別措置法並びに法人税法に係る証明業務とは、申請医療機関に対する税制上の優遇措置の適用可否を、定められた要件に則り審査するものであり、全国斉一的な基準で行う必要がある(当該証明については、かつて都道府県知事が証明を行っていたものの、全国斉一的な基準を保てなかったことから、平成12年に国へ事務を移管した経緯がある)。 ・ 租税特別措置法並びに法人税法に係る証明業務は、年間80件程度であり、地方自治体にて行うこととすると、一自治体が行う業務量は限定的となり、行政効率の悪化を招くことが想定される。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(42 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 輸出水産食品関係施設・輸出食肉関係施設の監視指導 事務・権限の概 要 水産食品及び食肉の円滑な輸出を促進するため、国が衛生条件の認定等を行うこと。 【根拠条文】 食品衛生法第2条第3項 【業務内容】 ・輸出水産食品施設の認定に関する事項 輸出水産食品認定施設の変更承認に関する事項 輸出水産食品認定施設の認定の取消しに関する事項 輸出水産食品認定施設の認定の取下げに関する事項 輸出水産食品認定施設の現地査察及び指導等に関する事項 輸出食肉認定施設の立入及び指導等に関する事項 輸出食肉認定施設の定期業務報告に関する事項 予算の状況 食品衛生の試験検査等に必要な経費28百万円の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 46人の内数(平成22年7月1日現在) 関係職員数 事務量(アウト 1. 輸出水産食品認定施設への現地査察回数 プット) H19 76 @ H20 78 @ H21 87 @ 2. 輸出食肉認定施設への現地査察回数 H19 48 回 H20 48 回 H21 56 回 「全国知事会 出先機関原則廃止PT最終報告」: 国に残す事務 地方側の意見 「公開討議の概要」 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。 その他各方面の 意見 既往の政府方針 ・水産食品、食肉を輸出する際には、輸出施設又は輸出食品が相手国の求める要件 自己仕分け を満たしていることについて国の関与が求められている。また、認定施設に問題 【仕分け結果】 があった場合には、輸出の禁止等の措置がとられ、水産食品及び食肉の輸出に深 刻な影響を及ぼすおそれがあり、相手国との対外的な交渉が必要であることから、 輸出食品に係る事務については、引き続き国に事務・権限を残すべきである。 C-c・また、認定及び監視指導を行うにあたり、本省から全国各地の施設に赴くのは極 めて非効率であり、業務の効率性の観点から引き続き厚生局において実施する。 備考

出先機関名:地方厚生(支)局 | 整理番号(43)

	事務・権限自己仕分けシート(個票)
事務・権限名	消費生活協同組合の検査指導
事務・権限の概要	消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。
	(具体的な業務内容) ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等
	 (関係する法令・通知) ○消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第92条の2、第93条、第93条の2、第93条の3、第94条、第94条の2、第95条、第96条等 ○消費生活協同組合に対する検査の実施について(平成20年9月3日社援発第0903013号) ○共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について(平成20年9月3日社援
マ体の小口	発第 0903011 号)
予算の状況 (単位:百万円)	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	43 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	・立入検査件数 H19 9 件 H2O 10 件 H21 22 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲
その他各方面の 意見	_
既往の政府方針 等	_
自己仕分け 【仕分け結果】 Aーa	・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

備考

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(44) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務•権限名 社会福祉法人の指導監査 社会福祉法人が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要がある 事務・権限の概 と認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うととも に、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認 められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることがで きる。具体的な業務は以下の事務を行っている。 社会福祉法人に対する報告徴収及び検査 社会福祉法人に対する命令 ・社会福祉法人に対する業務停止命令等 社会福祉法人の解散命令 ・社会福祉法人の公益事業・収益事業の停止命令 (関係する法令・通知) ○社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 56 条、第 57 条 〇社会福祉法人指導監査要綱の制定について(平成13年7月23日雇児発第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号) ○社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対 する指導監査の徹底について(平成13年7月23日雇児発第488号・社援発 第 1275 号 · 老発第 274 号) 予算の状況 監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 社会福祉法人に対する指導監査 プット) H19 35 件 H20 53 件 H21 79 件 地方側の意見 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 その他各方面 の意見 既往の政府方 針等 仕分け ・現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の指導監督に係る事務・権 限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に委譲する。 ただし、社会福祉法人の指導監督は、社会福祉事業の利用者に悪影響が及 【仕分け結果】 ばないよう、確実・適切に実施されなければならず、権限委譲されるすべ A — a ての都道府県等において、必要かつ十分な体制が整備され、実効ある法人 監査及びそれを踏まえた適切な処分等が可能となることが担保される必要 がある。 ・そのため、権限の委譲に当たっては、必要な人員の配置や十分な予算措置 の確保、地方厚生局からの適切な引継等、権限の委譲が都道府県等の負担 とならないための措置が必要である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携 体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負 うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国に よる最低限の関与を行う点に留意されたい。

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(45) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 医療費適正化計画、医療計画、健康増進計画、地域ケア体制整備構想を国と都道府 事務•権限名 県が一体となって策定・推進するための助言指導など 事務・権限の概 国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくた めには、その構造改革が急務であり、以下の基本的な考え方に基づき、医療制度の 構造改革を推進する。 〇 安心・信頼の医療の確保と予防の重視 ○ 医療費適正化の総合的な推進 超高齢社会を展望した医療保険制度体系の実現 【具体的な業務内容】 ・医療費適正化計画、医療計画、健康増進計画、地域ケア整備構想の推進等のため の助言・指導等 予算の状況 共通経費等の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 30人の内数(平成22年7月1日現在) 事務量(アウト (平成19年度) プット) •••10件 医療費適正化計画、地域ケア体制整備構想作成担当者説明会 ••• 5 件 医療費適正化計画関係ブロック会議の実施 地域ケア体制整備構想策定に向けた都道府県ヒアリングの実施 ••• 20 件 4計画策定のため都道府県ヒアリング •••12件 保険者協議会への参加、自治体からの照会対応等 平成20及び21年度については、各計画関係の助言、照会対応や計画の進捗な どのフォローアップを行っている。 地方側の意見 ○全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:廃止・民営化 その他各方面の 意見 既往の政府方針 自己仕分け ・上記4計画については、保健、医療、福祉サービスがそれぞれ整合性のとれた方 針を整備することを目的として、各都道府県において計画を定める必要がある。 【仕分け結果】 ・当該計画の策定・推進に当たっては、国の責任の下、都道府県、保険者、医療機 C-b 関等の関係者の間の連絡調整を密に行う必要があることから、地方厚生(支)局に おいて助言・指導等を行ってきたところ。 今後とも、国と都道府県が一体となって、これら4計画を推進するため、国は都 道府県に対し、必要な技術的助言を行う必要がある。 ・しかしながら、当該計画がすべての都道府県で策定され、地方厚生(支)局では

	その推進に関する助言を行っているところであるが、これらの業務は一定の役割を果たしたものと考えられ、今後は本省に引き上げ、各計画との整合性に充分に配慮しつつ、その適切な推進に向けて助言等を行うことが適当である。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(46) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務•権限名 麻薬等犯罪捜査に関する事務 事務・権限の概 【具体的な業務内容】 麻薬取締官が麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法 若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図 るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反する罪、刑法第二 編第十四章(あへん煙に関する罪)に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚せい剤 の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員として行う 職務の遂行に必要な事務 【根拠法令】 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号) 第54条第5項 【関係する計画・通知等】 第三次薬物乱用防止5か年戦略<薬物乱用対策推進本部決定(H20.8.22)> ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008 < 犯罪対策閣僚会議決定(H20.12.22) 薬物乱用防止戦略加速化プラン<薬物乱用対策推進会議決定(H22.7.23)> 予算の状況 麻薬・覚せい剤対策に必要な経費 587百万円の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 264人(平成22年度末定員) 〇麻薬等犯罪検挙件数及び人数(平成21年。他組織との合同捜査を含む。) 事務量(アウト プット) 麻薬及び向精神薬取締法 72 件 80 人 203 件 220 人 大麻取締法 289 件 249 人 覚せい剤取締法 麻薬特例法 5件 13人 〇主な押収薬物及び押収量(平成21年) 145.3 g コカイン 乾燥大麻 13. 123. 5 g 大麻樹脂 225.7g 覚せい剤 10, 273. 2 g 合成麻薬 5, 558 錠 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 地方側の意見 その他各方面の 意見 既往の政府方針 ・都道府県への移譲対象から除外<地方分権改革推進委員会第二次勧告(H20.12.8) 麻薬取締事務所、警察、海上保安庁は各省に存置く行政改革会議最終勧告(H9.12.3) 自己仕分け ・麻薬取締官は、医療用麻薬の許認可等と犯罪捜査の権限を持つ特別司法警察職員 であり、薬物にかかる高い専門性を生かし、薬物犯罪の摘発のみならず、医療用 【仕分け結果】 麻薬の許認可事務及び立入検査を含む監督監視などの薬物乱用防止対策を一体的 かつ総合的に実施している。このような仕組みにより、現場の麻薬取締官は多方 面の情報を共有することができ、捜査面では医療用麻薬の横流し事犯の防止や迅 速な対処に特に効果的であるが、これらの仕組みを崩壊させることは、薬物対策 の推進に逆行するものである。

・麻薬取締部は規制対象薬物の多様化や、イラン人の密売集団等の巧妙な手口等に

C – c

対しても十分に対応できるよう、全国に及ぶ麻薬取締部への転勤を通じて、様々な事件捜査の経験を積み、不正薬物事犯取締等に特化した専門家集団(麻薬取締官。いわゆる「マトリ」又は「麻薬Gメン」)を育成し有効に機能しているが、都道府県職員とした場合は、この貴重な人材育成システムの崩壊により、捜査能力が著しく低下することが想定され、また、人事異動の範囲を都道府県内に狭めることは、地元の麻薬常習犯等に顔を覚えられた場合、薬物捜査を継続することが困難となり、効率的ではない。

- ・ブロック単位で全国に設置されている麻薬取締部は、都道府県同士による連携や調整の手間・時間を要することなく、電話一本で直接、都道府県域を越えた迅速かつ統一的な対応が可能である。また、全国の麻薬取締官が顔見知りであることから、広域捜査の連携が極めて取りやすい。例え、地方に広域連合的な組織を設置したとしても、このような迅速な対応は不可能である。
- ・薬物犯罪は、インターネットの普及などの環境の変化によりますます複雑かつ巧妙になっており、規制薬物の種類も250種類以上にのぼる。こうした中、警察による治安対策、税関や海上保安庁による水際対策、麻薬取締部による公衆衛生対策といった各取締機関の多面的な取り組みにより、初めて薬物犯罪の有効な摘発や防止が可能となっている。
- ・以上の理由により、自治体間の連携や広域連合において実施してもなお著しい支障を生じ、また、各自治体間の対応の相違等により著しい支障が生じ、さらに緊急時の連携対応等に著しい支障が生じ国民の生命・財産に重大な被害が生じるものと考えられることから、当該事務は国として一体的に行う必要がある。 (地域主権大綱 第4の2(3)の(注)①、②及び③に該当)

備考

出先機関名:地方厚生局 整理番号(47) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 麻薬営業者等の許可等 事務•権限名 事務・権限の概 【具体的な業務内容】 要 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく麻薬営業者等の許可等を行うとともに、医療用 麻薬・向精神薬等の適正な流通の確保を図るため、医療用麻薬・向精神薬等の取扱 関係者に対して立入検査等による指導・監督を行う。 【根拠法令】 ・1961年の麻薬に関する単一条約(昭和39年条約第22号) 第19条、第23条、 第30条 ・向精神薬に関する条約(平成2年条約第7号) 第 16 条 ・麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約(平成4年条約第6号) 第 12 条 ・麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) 第3条ほか関係する条項及 び第62条の3 - 大麻取締法 (昭和23年法律第124号) 第16条及び第22条の5 - あへん法 (昭和 29 年法律第 71 号) 第 10 条ほか関係する条項及び第 23 条 ・覚せい剤取締法 (昭和 26 年法律第 252 号) 第 4 条ほか関係する条項及び第 40 条 の3 【関係する通知等】 輸入公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 三-8-(1) 予算の状況 麻薬・覚せい剤対策に必要な経費 587百万円の内数(平成22年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 264人(平成22年度末定員) 〇許認可等処理件数(平成21年。届出受理、経由事務を含む。) 事務量(アウト プット) 麻薬・向精神薬関係許認可等業務 8.178件 221 件 覚せい剤関係許認可等業務 大麻関係許認可等 24 件 あへん関係許認可等業務 47 件 1,657件 〇立入検査件数(平成21年) 地方側の意見 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲 その他各方面の 意見 ・都道府県への移譲対象から除外<地方分権改革推進委員会第二次勧告(H20.12.8) 既往の政府方針 ・麻薬取締事務所、警察、海上保安庁は各省に存置<行政改革会議最終勧告(H9.12.3) 自己仕分け ・1961年の麻薬に関する単一条約上、単一の政府機関が遂行しなければならない業 務(けし栽培者の免許)がある。 【仕分け結果】 ・単一条約では、医療上・学術上の麻薬消費量の報告義務が課せられており、その 報告数量と輸出等の合計数量を製造や輸入が超えてはならないと規定されてお C-cり、家庭麻薬製造業については、全国の製造・輸入等の数量と一緒に検討の上、 許可されるものであり、個々の都道府県が調整の上行うことは困難。 ・向精神薬条約では、向精神薬の輸出入証明書を発給する当局の名称及び所在地を 各国が通知することとしており、各都道府県の登録は事実上、不可能。 麻薬元卸売業者、向精神薬輸入(輸出)業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬

	使用業者などについては、活動範囲が複数の都道府県にわたることから、現行の 国の許認可体制により行うことの方が合理的・効率的であり、万が一の事故時に おいても統一的・迅速な対応が可能である。
	・以上の理由により、自治体間の連携や広域連合において実施してもなお著しい支障を生じ、また、各自治体間の対応の相違等により著しい支障が生じると考えられることから、当該事務は国として一体的に行う必要がある。 (地域主権大綱 第4の2(3)の(注)①及び②に該当)
備考	

		出先機関名:地方	厚生(支)局	整理番号(48)
	事務・権限国	自己仕分けシート	、(個票)	
事務・権限名	予防・啓発(麻薬防止等	のための啓発活動、	自生大麻・けし	の除去活動)
事務・権限の概要	【具体的な業務内容】 麻薬取締官や麻薬取納の普及を図るとともどの 利用防止指導員などの「 毎年10、113の 毎年10、113の 第二次で 第二次で 「関係する計画・ は 第三次薬物乱用防止 ・ 変物乱用防止 戦略加速	(財) 麻薬・覚せい剤 協力して、国際麻薬舌 薬・覚せい剤乱用的 の協力を得て、自生 動力を得て、自生 動力を か年戦略く薬物乱月のための行動計画 20	刊乱用防止センタ L用撲滅デーに合 方止運動」を全国 Eの大麻・けしの 用対策推進本部決 008 <犯罪対策閣	わせたキャンペーンや、 で開催するなどの啓発 除去(抜去)を行う。 定(H20.8.22) 僚会議決定(H20.12.22)
予算の状況	・楽物乱用防止戦略加速 ・平成22年度不正大麻 ・平成21年度麻薬・覚 ・平成22年度「ダメ。 ・薬物乱用防止教育の充 (H20.9.17)> ・薬物乱用防止対策事業 麻薬・覚せい剤対策に必	・けし撲滅運動実施 せい剤乱用防止運動 ゼッタイ。」普及運 実についてく文部科 の実施についてく	西要綱 効実施要綱 動実施要綱 科学省スポーツ・ E薬安全局長通知	青少年局長通知 (H11.7.9)>
(単位:百万円)			ヨカロの内数(十月	以 22 十戊 / 异/
関係職員数	264人(平成22年度末			
事務量(アウトプット)	各種学校等 その他(教育関係) その他(一般)	2件 56人 7件 1,826人 14件 7,473人 23件 6,648人 24件 2,117人 83件 6,142人	【麻取官OB】 小学校 中学校 高 ををを 各種学校等 その他(一般 合 計	3件 562人 4件 1,753人 23件12,523人 7件 1,792人 関係)14件 683人 <u>29件 599人</u> 80件 17,912人
地方側の意見	全国知事会 出先機関原	Ū関廃止PTの最終執	B告:地方へ移譲	
その他各方面の 意見				
既往の政府方針 等	・都道府県への移譲対象 >	から除外<地方分権	重改革推進委員会 	第二次勧告(H20.12.8)

自己仕分け	・公衆衛生の向上及び増進という厚生労働省の使命の下、医療機関と連携して麻薬 中毒者の更生や、薬物相談電話による相談指導及び啓発活動を積極的に行ってお
【仕分け結果】	り、複雑、巧妙かつ潜行型の犯罪である薬物犯罪を摘発、防止するには、多面的 な視点から取り組むことが必要。
C — c	・麻薬取締部においては、これらを総合的な薬物乱用対策の一環として、薬物捜査 の経験を生かした啓発活動を捜査や許認可事務とともに行っているが、一方で既 に地方自治体でも実施している業務であり、この事務だけを移譲することに意義 はない。
備考	

	出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(49)
	事務・権限自己仕分けシート(個票)
事務・権限名	薬物乱用者やその家族からの相談への対応
事務・権限の概要	【具体的な業務内容】 薬物の乱用は乱用者個人だけの問題ではなく、家族など周囲の人たちの生活をも 脅かすことから、専用の相談電話を設置し、乱用者の相談に応じるとともに、麻薬 中毒者相談員、麻薬取締員、保健所、精神保健福祉センター及び医療機関と協力し、 薬物乱用者の治療や社会復帰のための助言を実施している。
	【関係する計画・通知等】 ・第三次薬物乱用防止5か年戦略<薬物乱用対策推進本部決定(H20.8.22)> ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008 < 犯罪対策閣僚会議決定(H20.12.22) >
	・薬物乱用防止戦略加速化プラン<薬物乱用対策推進会議決定(H22.7.23)> ・薬物乱用防止対策事業の実施について<医薬安全局長通知(H11.7.9)>
予算の状況 (単位:百万円)	麻薬・覚せい剤対策に必要な経費 587百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	264人(平成22年度末定員)
事務量(アウト プット)	〇相談件数(平成 2 1 年) 1,104 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	・都道府県への移譲対象から除外<地方分権改革推進委員会第二次勧告(H20.12.8)
自己仕分け【仕分け結果】	・公衆衛生の向上及び増進という厚生労働省の使命の下、医療機関と連携して麻薬中毒者の更生や、薬物相談電話による相談指導及び啓発活動を積極的に行っており、複雑、巧妙かつ潜行型の犯罪である薬物犯罪を摘発、防止するには、多面的な視点から取り組むことが必要。
C - c	・麻薬取締部においては、これらを総合的な薬物乱用対策の一環として、薬物捜査 の経験を生かした相談業務を捜査や許認可事務とともに行っているが、一方で既 に地方自治体でも実施している業務であり、この事務だけを移譲することに意義 はない。
備考	

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(50) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務•権限名 日本年金機構の行う公的年金業務に係る監督等に関する業務 事務・権限の概 【業務内容】 (1) 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可等に関する事務 ① 日本年金機構が行う滞納処分等の認可 ② 日本年金機構の収納職員・徴収職員の認可 ③ 日本年金機構が行う事業所の立ち入り検査等の認可 (2) 日本年金機構法第三十条に規定する年金委員に関する業務 ① 年金委員の委嘱及び解嘱等に関する事務手続き並びに年金委員名簿の管理 ② ①に関する日本年金機構ブロック本部への指示・伝達等 (3) 学生納付特例事務法人の指定の決定、改善命令、指定の取消及び制度の普及等 (4)保険料納付確認団体の指定、改善命令、指定の取消及び制度の普及等 (5) 国民年金等事務取扱交付金の交付事務、決算審査、取消及び制度の普及等 (6)健康保険事務指定市町村交付金の交付事務等 【根拠法令】 (1) 厚生年金法第100条の6、国民年金法109条の6 等 (2) 日本年金機構第30条、第56条 等 (3) 国民年金法第109条の2第1項 (4) 国民年金法第109条の3第1項 (5)国民年金法第86条/国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政 令 (6)健康保険法施行令第61条 【取扱規程等】 (1) 日本年金機構が行う滞納処等の認可処理要領/徴収職員、収納職員に係る認可申 請要領/日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領 (2) 年金委員取扱規程/年金委員推薦要領 (3) 学生納付特例事務手続きに関する特例に係る事務取扱要領 (4) 保険料納付確認団体の事務手続に関する事務取扱要領 (5) 国民年金事務費交付金等交付要綱/市町村国民年金等事務費決算審査要綱 (6) 健康保険事務指定市町村交付金交付要綱 予算の状況 市町村交付金事務に要する経費 14 百万円(平成22 年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 89 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 年金機構が行う事務に関する認可 プット) (1) 徴収職員・収納職員の認可件数 H21 35 件 (2) 滞納処分の認可件数 H21 332 件 (3) 立入検査の実施に係る認可件数 H21 100 件 2. 年金委員の委嘱人数 (1) 職域型 H21 年度 123, 227 人 (2) 地域型 H21 年度 6, 103 人 3. 学生納付特例事務法人の指定数(累計) H21 102 件 4. 保険料納付確認団体の指定数(累計)

	H21 15 件
	5. 国民年金等事務取扱交付金の交付事務
	(1)法定受託事務に係る交付金交付件数(市町村数)
	H21 1,768 件
	(2)法定受託事務に係る交付金概算交付額
	H21 20,304 百万円
	(3)協力・連携に係る交付金交付件数(市町村数)
	H21 1,768 件
	(4)協力・連携に係る交付金概算交付額
	H21 2,780 百万円
	6. 日雇特例被保険者交付金の交付実績
	(1) 交付件数
	H21 680 件
	(2)交付額
	H21 137 千円
地方側の意見	○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則
- 17.1 (内マノ心・3)じ	一条止に向けて」(平成22年7月15日)
	(仕分けに当たっての留意事項)
	ているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制
	度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。
その他各方面の	及を削減として指导血目に因する事物を地別にはガリする。
意見	特になし
既往の政府方針	社会保険庁の廃止に伴い、国は公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担い、
等	公法人である日本年金機構に運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付
	など)を委任・委託することとされ、その国が担う業務の一部について、地方厚生
	局長へ権限の委任を行っている。
自己仕分け	日本年金機構の行う公的年金業務に係る監督等に関する業務については、以下の
F. (1 .) . (.) . (.)	理由から国で行うことが妥当と考える。
【仕分け結果】	・ 公的年金は国(厚生労働大臣)が自ら保険者となり、全国民の老後の所得保障
	を行う仕組みであることから、国がその財政及び管理運営責任を一元的に負って
$\ \mathbf{c}_{-\mathbf{c}} \ $	いる中で、その業務の一部を地方自治体へ移譲することは、当該責任の所在が不
	明確なものとなること。
	日本年金機構は、公的年金制度の運営業務を担っているが、公的年金制度につ
	いては、地方負担がない一方、公費が投入されている。そのため、国は、年金の
	滞納処分の認可等が適正に行われているか等の日本年金機構の管理運営に関する
	監督責任を有していることから、全国統一的に公平公正に行う必要がある。(地域
	主権戦略大綱、第4の2(3)の(注)②に該当)
	・・・また、学生納付特例事務法人の指定等・保険料納付確認団体の指定等や各種交
	付金の交付事務等に係る業務についても、国が適正な業務を自ら担保する責務を
	有していることから、当該業務を地方自治体へ移譲することは不適当である。(地
	域主権戦略大綱、第4の2(3)の(注)②に該当)
	・ なお、当該業務については、地方厚生局において実施されているところ、仮に、
	地方厚生局が廃止となる場合には、国(本省)で実施することとなるが、その場
	合には、本省における人員等の体制の整備及び財源の措置をする必要があること
145.45	から、当該整備及び措置が行われることが前提となる。
備考	
	L

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(51) 事務・権限自己仕分けシート(個票) 事務・権限名 生活保護法の施行に関する事務についての監査・指導 事務・権限の概 生活保護法第23条第1項の規定に基づき、福祉事務所における生活保護法の施行 事務につき、その適否を関係法令及び取扱い指針等に照らし個別かつ具体的に検討 し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的 に運営できるよう指導・援助する。 (関係する法令・通知) 〇生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 23 条第 1 項 〇生活保護法施行事務監査の実施について (平成12年10月25日社援第2393号) 予算の状況 監視監査指導等経費 38 百万円の内数(平成22 年度予算) (単位:百万円) 関係職員数 69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在) 事務量(アウト 1. 都道府県市数 プット) H19 97 H20 100 H21 101 2. 指導監査施設数 H19 3 H20 3 H21 3 地方側の意見 その他各方面の一一 意見 既往の政府方針 ・当該事務は、生活保護法の施行事務について監査・指導することによって、生活 自己仕分け 保護行政の適正な運営を図るものであるため、公の責任において実施すべきであ 【仕分け結果】 り、また、施行主体とは異なる行政庁が実施すべきである。よって、当該事務は 廃止・民営化及び地方へ移譲すべきではい。 C-c・また、全国の都道府県等に対する監査・指導を、全て本省から赴いて実施するこ とは極めて非効率である。 ・このため、当該事務については、地方厚生局において引き続き実施すべきである。 備考

出先機関名:地方厚生(支)局 整理番号(52)

+ 76 16 27 6	
事務・権限名	障害者自立支援法に関する指導
事務・権限の概要	「障害者自立支援法」に基づき、地方自治体が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、自治体に対する障害者自立支援法施行事務の実施状況について実地指導等を行う。
予算の状況 (単位:百万円)	監視監査指導等経費 38 百万円の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	24 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウトプット)	・都道府県への実地指導件数 H19 0 件 H20 8 件 H21 14 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方への移管
その他各方面の意 見	
既往の政府方針等	特になし
自己仕分け【仕分け結果】	・国が行う障害者自立支援法に関する自治体に対する指導等については、障害者自立支援法第2条第3項に規定する「市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う」という国の責務を遂行するために必要な事務・権限である。 ・障害者自立支援法に基づくサービスは一定の基準の下、全国一律に実施されるべきものであり、不適切な運営が行われている場合に是正できなければ、結果として一部の国民(障害者)が不公平な取り扱いを受けることとなることから、自治体に対する報告徴収、指導は国が引き続き行う必要がある。 ・なお、自治体には障害福祉サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を地方に移譲しなくても、既に障害福祉サービス事業者に対する指導・監督は自治体が行っているところである。 ・本事務について国で行うにあたり、地方厚生局の業務を本省で行う場合には、本省の体制の拡充が確実に行われなければ、現在の地方自治体、事業者に対する指導・監督の頻度を維持することは困難であり、結果として一部利用者に不利益が生じるおそれがある。また、地方厚生局から地方自治体、事業者に対し実地において指導を行ったり、地方自治体、事業者が地方厚生局を訪れることもあり、全国各地の地方自治体、事業者及び利用者たる国民(障害者)のアクセスに関して、本省は地方厚生局と比べて、時間的・場所的に非効率であり、きめ細やかな情報収集、迅速かつ機動的な行政対応に支障が生じるおそれがある。これらのことから、引き続き地方厚生局で実施することが必要である。
備考	